

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月28日
【事業年度】	第12期（自平成22年8月1日至平成23年7月31日）
【会社名】	株式会社ビットアイル
【英訳名】	Bit-isle Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 寺田 航平
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目5番5号
【電話番号】	03-5782-8721（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 深井 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目5番5号
【電話番号】	03-5782-8721（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 深井 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第8期 平成19年7月	第9期 平成20年7月	第10期 平成21年7月	第11期 平成22年7月	第12期 平成23年7月
売上高 (千円)	5,206,041	6,835,055	7,866,000	9,731,254	11,949,376
経常利益 (千円)	763,031	1,125,831	637,286	1,070,975	1,732,020
当期純利益 (千円)	425,233	559,903	336,569	628,373	903,793
包括利益 (千円)	-	-	-	-	904,789
純資産額 (千円)	5,112,071	5,502,599	5,819,930	6,323,929	7,163,623
総資産額 (千円)	12,508,235	16,846,807	25,267,042	26,828,004	27,761,602
1株当たり純資産額 (円)	30,604.31	33,012.99	34,687.23	38,016.49	42,586.73
1株当たり当期純利益 (円)	2,802.28	3,382.42	2,038.91	3,824.24	5,505.39
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	2,700.88	3,317.82	2,012.59	3,778.32	5,387.45
自己資本比率 (%)	40.8	32.3	22.7	23.2	25.3
自己資本利益率 (%)	10.6	10.6	6.0	10.5	13.6
株価収益率 (倍)	29.6	28.1	30.0	21.7	26.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,201,357	1,997,889	474,800	3,988,213	3,830,965
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	5,212,498	6,589,429	5,137,878	504,843	3,499,094
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	4,460,192	3,071,664	6,896,411	2,366,533	1,240,407
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	2,534,450	1,014,574	3,247,907	4,364,743	3,456,206
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	61 (1)	118 (1)	155 (-)	187 (-)	308 (-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成19年4月28日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第8期 平成19年7月	第9期 平成20年7月	第10期 平成21年7月	第11期 平成22年7月	第12期 平成23年7月
売上高 (千円)	5,110,101	6,715,737	7,741,042	9,569,079	11,047,261
経常利益 (千円)	843,842	1,352,743	681,781	1,023,658	1,651,761
当期純利益 (千円)	492,887	724,378	381,341	544,145	872,571
資本金 (千円)	2,694,196	2,711,696	2,717,946	2,723,946	2,732,738
発行済株式総数 (株)	166,610	167,970	168,220	168,460	168,655
純資産額 (千円)	5,180,618	5,713,417	6,074,907	6,423,071	7,230,547
総資産額 (千円)	12,530,389	17,042,315	25,500,186	26,901,041	27,656,549
1株当たり純資産額 (円)	31,015.73	34,292.39	36,232.07	38,628.32	43,004.63
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	600 (-)	1,000 (-)	1,400 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	3,248.13	4,376.03	2,310.13	3,311.64	5,315.21
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	3,130.59	4,292.46	2,280.32	3,271.87	5,201.34
自己資本比率 (%)	41.2	33.2	23.5	23.5	25.7
自己資本利益率 (%)	12.1	13.4	6.5	8.8	13.0
株価収益率 (倍)	25.6	21.7	26.4	25.0	27.6
配当性向 (%)	-	-	26.0	30.2	26.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	56 (1)	71 (1)	90 (-)	106 (17)	115 (-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成19年4月28日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2【沿革】

1990年代後半からのインターネット関連ビジネスの爆発的な成長により、企業にとってITを活用した事業は必要不可欠となっており、この環境下において企業のIT事業を支えるインフラを中心としたアウトソーシングサービスに対する期待が高まる中、米国を中心としてITアウトソーシング市場は急速な伸びを示して参りました。

同時期の日本におけるITアウトソーシング市場におきましては、大手SI（*1）事業者を中心としたホストコンピュータ（*2）によるシステムの運用により、システムのアウトソーシング化の流れから遅れを取っておりましたが、2000年前後からのシステムのオープン化の波によって、ITアウトソーシング市場、その中でもインフラであるインターネットデータセンター（*3）事業に対する需要が急激に高まって参りました。しかし、一方では、東京へのインターネットインフラの一極集中化により設備投資及びランニングコストが増大化しており、インターネットデータセンター事業の運営は、資本力のある通信事業者及び大手SI事業者が副業として立ち上げるのみでありました。

ユーザーの細やかな要求にこたえることができ、かつ、質の高いサービスを提供できるインターネットデータセンター事業者が決定的に不足している環境の中、当社グループは、ユーザーの初期投資負担を削減し、インフラからアプリケーションの運用までのサービスをユーザーのニーズに適した価格で提供できるITアウトソーシング事業を事業化することで日本のITアウトソーシング業界に風穴を開けることが可能であると考えました。そしてまた、この事業化は日本の産業活性化のために是非とも必要であり社会全体に貢献できる分野であると判断し、平成12年東京都品川区東品川においてインターネットデータセンター事業を皮切りとして「総合的ITアウトソーシングサービス」を提供することを目標とする「株式会社ビットアイル」を設立いたしました。

年月	事項
平成12年6月	東京都品川区東品川にてITアウトソーシング請負業務を事業目的とする株式会社ビットアイルを設立。
平成13年3月	第1データセンターにてコロケーションサービスとネットワークサービス開始。
6月	24時間365日の体制整備完了に伴う運用サービス開始。
平成14年2月	インターネットにおけるウイルス対策等のセキュリティサービス開始。
10月	ストレージサービス開始。
平成15年2月	システムインテグレーションサービス開始。
5月	N T Cグループ4社(有限会社堤コンサルティンググループ(現株式会社N T Cホールディングス)、株式会社エヌティーシー、株式会社ファインダー、スカイメディア株式会社(現株式会社インクルーズ))を買収し、モバイルメディア事業を開始。
平成16年1月	株式会社エヌティーシー、株式会社ファインダーを吸収合併し、株式会社ビットアイル内にモバイル事業部を発足。
	東京都港区港南二丁目16番4号に本店を移転。
2月	サーバ(*4)機器を主体としたレンタルサービス開始。
11月	データセンターにてI S M S / B S 7799(*5)の認証を取得。
平成17年2月	株式会社ビットアイルのモバイル事業部を分割し、株式会社N T Cホールディングスの100%子会社であるスカイメディア株式会社(現株式会社インクルーズ)に吸収。
	株式会社N T Cホールディングスの株式を株式会社コネクテクトテクノロジーズに売却し、株式会社ビットアイルからモバイルメディアサービスに関する部門を切り離す。
4月	株式会社ブロードバンドタワーとの提携による大型バーチャルi D Cフロアの協同構築。
8月	A S P(*6)サービス開始。
平成18年2月	株式会社ビットサーフ(現子会社)設立。
7月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス(現大阪証券取引所J A S D A Q(スタンダード))」に新規上場。
8月	第2データセンターオープン。
9月	株式会社クララオンラインと資本・業務提携を締結し、同社が実施した第三者割当増資を引受ける。
11月	第3データセンターオープン。
平成19年6月	株式会社C S Kホールディングスと資本・業務提携を締結。
9月	株式会社テラス(現子会社)の第三者割当増資を引受ける。
平成20年4月	プライバシーマーク付与認定を受ける。
8月	東京都港区東新橋一丁目9番2号に本店を移転。
平成21年2月	第4データセンターオープン。
6月	株式会社電通国際情報サービスと資本・業務提携を締結。
平成22年10月	ソーシャルドキュメント共有サービスを展開する株式会社ライブラネオを株式会社ネオジャパンと合併で設立。
12月	サイトロック株式会社(現子会社)の株式取得。
平成23年6月	大阪データセンターオープン。
8月	ビットアイル総合研究所を発足。
10月	東京都品川区東品川二丁目5番5号に本店を移転。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社4社及び関連会社1社で構成されております。当社グループは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、従来どおり販売サービス別に示しております。

当社は、当社グループの主要サービスであるiDCサービス及びその関連サービスであるマネージドサービスをコア事業と位置付け、iDCサービスを当社が提供しマネージドサービスを当社及び子会社であるサイトロック株式会社において提供しております。

また、子会社である株式会社ビットサーフが当社グループの顧客を中心に人材サービスを提供いたします。さらに、子会社である株式会社テラス、セタ・インターナショナル株式会社その他事業提携先企業により当社グループのサービス基盤を利用してサービスを開発・提供しております。

当社グループの提供するサービスは現在iDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスに分類されており、子会社及び事業提携先企業を中心に提供するサービスをソリューションサービスと位置付け、それらのサービスラインナップを充実させることにより幅広い顧客のITアウトソーシングニーズをワンストップで提供する体制を整えております。

当社グループの企業集団の状況を事業系統図で示すと以下のとおりであります。

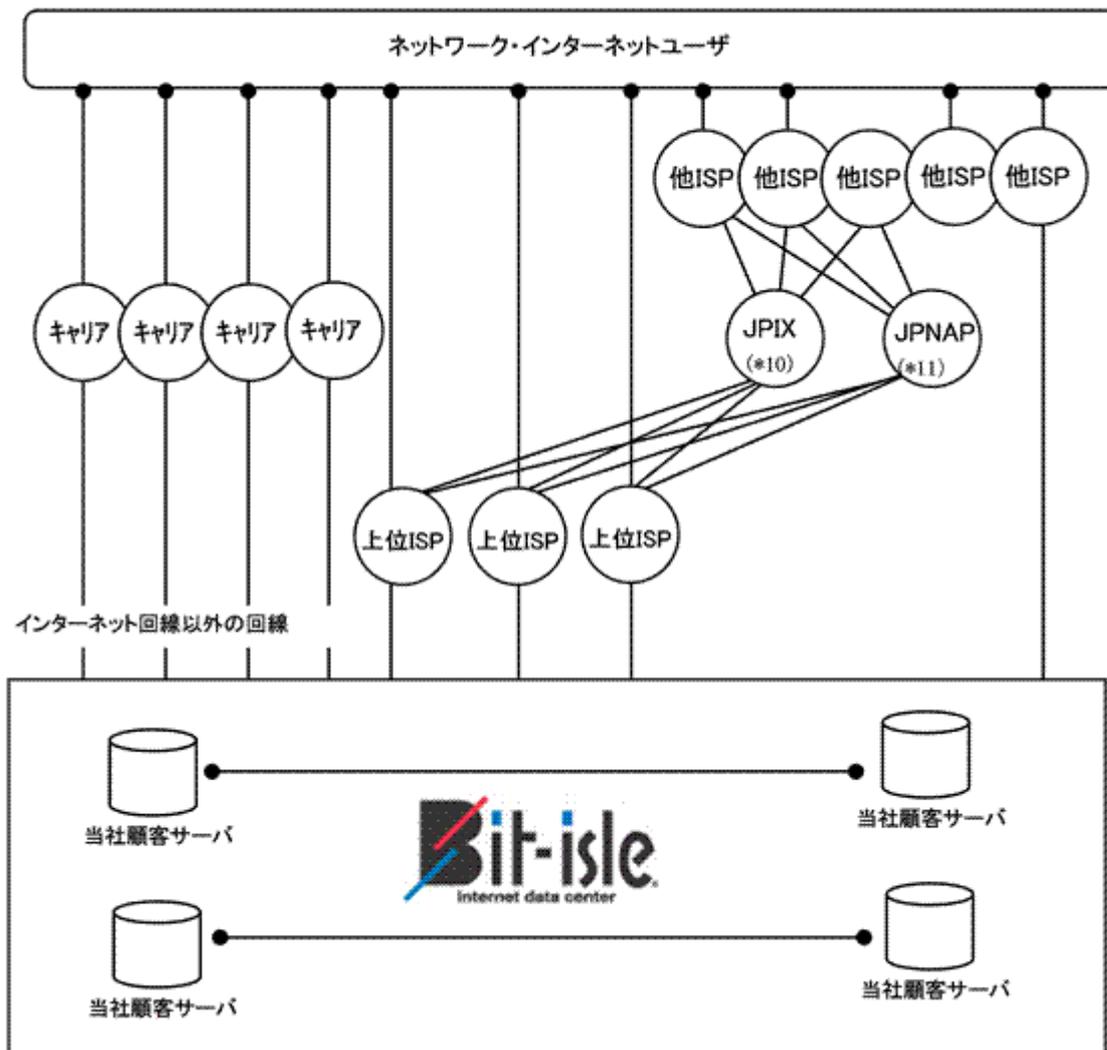
・iDCサービス

当社が運営するデータセンターのインフラストラクチャーを顧客企業に安全かつ安定的に提供するサービスであり、「コロケーションサービス(*7)」、「ネットワークサービス」を中心に提供しております。

コロケーションサービス・・・サーバやネットワーク機器を最適なセキュリティ・電源設備・空調設備環境の中で預るサービスです。

ネットワークサービス・・・複数のプロバイダ(*8)やキャリア(*9)への接続を提供するサービスです。

(当社のネットワークイメージ)



ネットワーク・インターネットユーザと当社顧客との通信は、光ファイバーなどの回線を提供しているキャリア経由の場合とISP経由の場合に大区分されます。また、ISP経由でも当社ネットワークサービスを利用（当社が接続しているISP経由とJPIX（*10）・JPNA（*11）などの国内IXを経て他のISPを経由）している場合と当社顧客が直接に接続しているISP経由の場合があります。多くのISPがインターネット通信の遅延解消、大量通信データの処理効率化を目的にJPIXやJPNAなどのIXサービスを利用しています。

・マネージドサービス

当社のiDCサービスを利用いただいている顧客企業を中心に、ハード面を含めたサーバ環境の構築からその管理及び運用に至るまでをサポートするサービスであり、「クラウドサービス」、「運用サービス」、「セキュリティサービス」、「ストレージサービス」、「レンタルサービス」を中心に提供しております。

クラウドサービス・・・サーバ等のハードウェアを顧客企業が自社で所有するのではなく、必要な時に必要な分だけ利用できるサービスです。

運用サービス・・・サーバや通信機器の障害対応や定期的な運用・操作を顧客に代替して行うサービスです。

セキュリティサービス・・・顧客企業のシステムやネットワークにセキュリティソリューションを提供するサービスです。

ストレージサービス・・・当社の所有するサーバのストレージ（*12）領域を顧客企業に提供するサービスです。

レンタルサービス・・・サーバや通信機器を顧客企業にレンタルの方法で提供するサービスです。

・ソリューションサービス

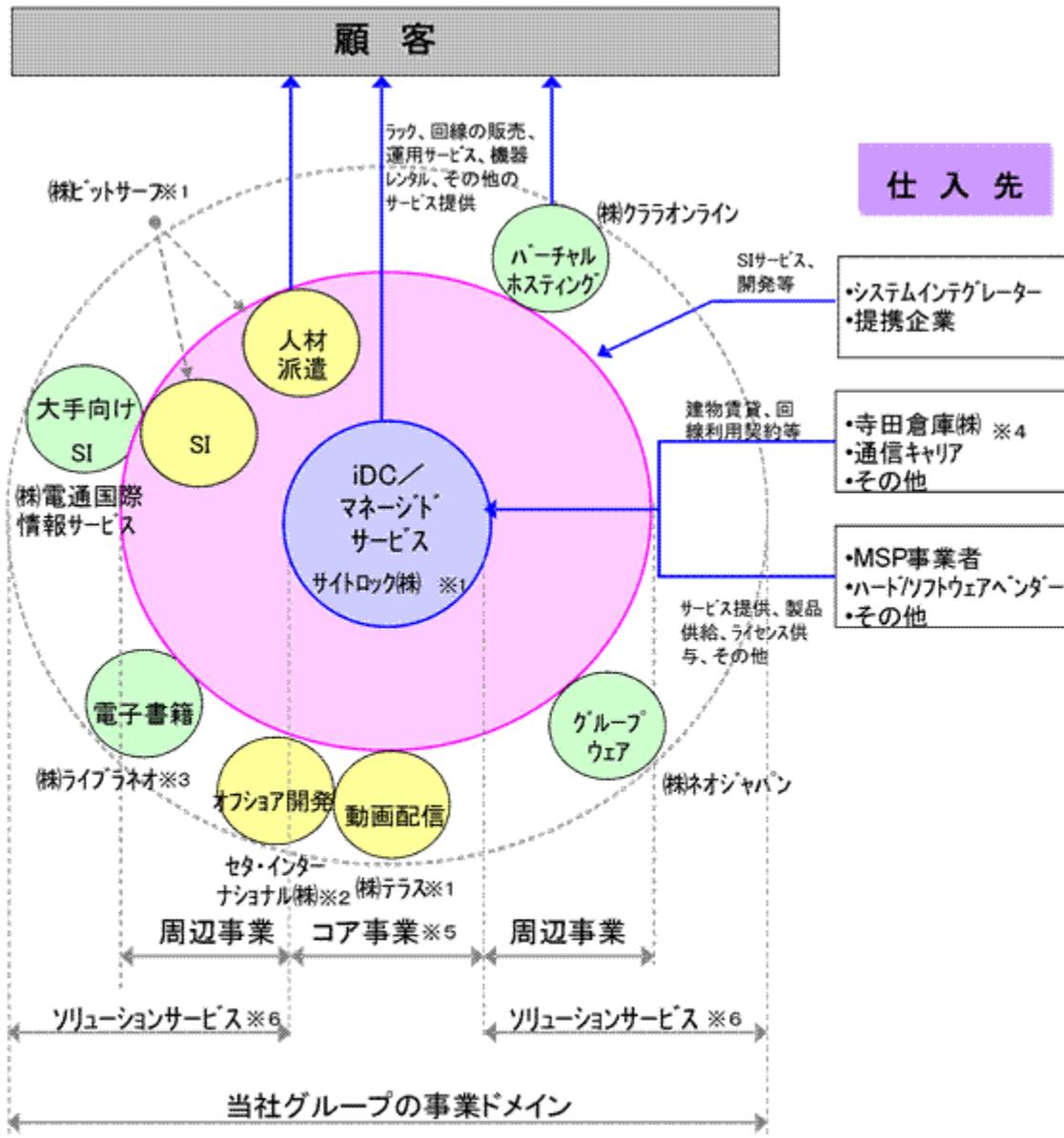
当社グループの提供するiDCサービス、マネージドサービス以外のサービスであり、「システムインテグレーションサービス」、「人材サービス」、「ASPサービス」を中心に提供しております。

システムインテグレーションサービス・・・顧客企業のニーズに合ったシステムやネットワークをコンサルティング・提供・構築するサービスです。

人材サービス・・・ITエンジニアに対するキャリアデザイン創造サービスを提供していくテクノファーム事業を推進してまいります。当社データセンターで実務経験を積んだ人材の派遣、紹介というソリューションにより、まずは人材に対するニーズのある当社グループ顧客企業へのサービス提供からスタートし、将来的にIT業界全般に対してサービス提供することを予定しております。

ASPサービス・・・顧客企業と提携しASPサービスの開発・運用に必要なインフラストラクチャーを提供、もしくは、アプリケーションを共同開発するサービスです。

[事業系統図]



※1 連結子会社

※2 非連結子会社

※3 関連会社

※4 その他の関係会社

※5 コア事業：iDCサービス(コネクション、ネットワーク)、マネージドサービス(クラウド、運用、機器レンタル、セキュリティ、ストレージ等)

※6 ソリューションサービス(システムインテグレーション、人材サービス、ASP)

〔用語解説1〕

* 1 S I (S I 事業者) (System Integrator / システムインテグレーター)

企業へのコンピュータシステム導入をサポートする事業者のこと、ハードウェアやソフトウェアの選定・手配、ネットワーク敷設、ソフトウェアのカスタマイズ、プログラム開発など、コンピュータ導入に関する全般的な作業を行うこと、また、これらを行っている企業。

* 2 ホストコンピュータ

ネットワークの中心となる大型のコンピュータで、その高い処理能力で各種サービス（たとえば電子メールの送信、受信など）に必要な処理のほとんどを行う。単にホストと略して呼ばれることが多く、むしろそのほうが一般的。ホストコンピュータに接続して利用する端末はターミナルと呼ばれ、処理の結果をただ表示するだけという場合がほとんど。サービスを提供するネットワークの中心となるコンピュータという意味では、サーバも同じだが、サーバはそれぞれネットワークに接続していない状態でも使用できるコンピュータを接続するという違いがある。

* 3 インターネットデータセンター (i D C : internet Data Center)

顧客のサーバを預り、インターネットへの接続（コネクティビティ）と、サーバの運用、監視環境（ファシリティ）を提供するサービス、またはその施設。「i D C」と略され、サービスを提供する事業者を「i D C 事業者」という。

* 4 サーバ

コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。インターネットにおけるWWWサーバなどが該当する。また、クライアントソフトウェアに対し、自身の持っている機能やデータを提供するソフトウェアのこと。

* 5 I S M S / B S 7799 (ISMS : Information Security Management System / 情報セキュリティマネジメントシステム)

企業などの組織が情報を適切に管理し、機密を守るための包括的な枠組み。コンピュータシステムのセキュリティ対策だけでなく、情報を扱う際の基本的な方針（セキュリティポリシー）や、それに基づいた具体的な計画、計画の実施・運用、一定期間ごとの方針・計画の見直しまで含めた、トータルなリスクマネジメント体系のことを指す。1999年にイギリス規格協会(BSI)がISMSの標準規格として「BS7799」を策定し、翌2000年、実践規範である「BS7799 Part 1」が国際標準化機構(ISO)によって「ISO/IEC 17799」として国際標準化された。その後2007年にISO/IEC 27002と改称された。また、国内では同規格に沿ったガイドラインが2002年に「JIS X 5080」として標準化されている。

これを受けて、日本では、財団法人 日本情報処理開発協会(JIPDEC)が企業のISMSがISO/IEC 17799に準拠していることを認証する「ISMS適合性評価制度」を運用している。

* 6 A S P (Application Service Provider / アプリケーションサービスプロバイダ)

ビジネス用のアプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客にレンタルする事業者のこと。

利用者がWebブラウザを使って、ASPの保有するサーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用する。

レンタルアプリケーションを利用すると、利用者のパソコンには個々のアプリケーションソフトをインストールする必要がないので、企業の情報システム部門の大きな負担となっていたインストールや管理、アップグレードにかかる費用・手間を節減することができる。

従来はERPなどの大規模な業務システムがレンタルの対象であったが、近年ではワープロや表計算などの日常頻繁に使われるアプリケーションソフトもレンタルされるようになりつつある。

* 7 コロケーションサービス

ハウジングサービスともいわれ、利用者の通信機器や情報発信用のコンピュータ(サーバ)を、回線設備の整った施設に設置するサービス。通信事業者やインターネットサービスプロバイダが行なっているサービスで、高速な回線や耐震設備、安定した電源設備などを安価に提供することができる。業者によっては、機器の保守や監視を請け負うところもある。似たようなサービスに「レンタルサーバ」があるが、これは、事業者が自社設備内に用意したコンピュータを借りて、複数の顧客で共有するサービスである。コロケーションサービスでは、サーバなどの機器はすべて顧客が用意したものを使い、事業者は場所と回線、電源などを提供する。

* 8 プロバイダ

インターネットサービスプロバイダ(ISP : Internet Services Provider)、インターネットアクセスプロバイダ、アクセスプロバイダともいわれ、インターネット接続を行う事業者のこと。電話回線やISDN回線、データ通信専用回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続するのが主な業務。付加サービスとして、メールアドレスを貸し出したり、ホームページ開設用のディスクスペースを貸し出したり、オリジナルのコンテンツを提供したりしている業者もある。

* 9 キャリア

通信事業者ともいわれ、通信サービスを提供する企業のこと。日本の法律上の用語では「電気通信事業者」という。国内では、自前の設備を持ってサービスを提供する第一種通信事業者と、第一種事業者から設備を借りてサービスを提供する第二種通信事業者に大別される。第一種電気通信事業者にあたるのはNTT地域会社やKDDIなどの加入電話事業者、NTTドコモなどの携帯電話事業者、およびケーブルテレビ事業者などである。(専門の)インターネットサービスプロバイダの多くは第二種電気通信事業者としてサービスを提供している。

* 10 J P I X (JaPan Internet eXchange / ジャパンインターネットエクスチェンジ)

日本インターネットエクスチェンジ株式会社が提供しているIXサービスの名称。日本インターネットエクスチェンジ株式会社はプロバイダ(ISP)どうしが相互にトラフィックを交換できる環境を、中立的な立場で提供することを目的として1997年7月に設立された会社であり、同年11月から東京・大手町に交換設備を設置してインターネットエクスチェンジ(IX)サービスを開始している。インターネットエクスチェンジ(IX : Internet eXchange)とは、ISPなどのネットワークの相互接続を目的とした、インターネット相互接続点のことであり、インターネットを構成するISPどうしが無駄な中継をすることなく、経済的に相互接続を行いインターネットにおけるバックボーンを下支えする役割を果たしている。

* 11 J P N A P (Japan Network Access Point / ジャパンネットワークアクセスポイント)

J P I Xと同様にインターネットマルチフィールド株式会社が提供しているIXサービスの名称。

* 12 ストレージ

外部記憶装置のことで、コンピュータ内でデータやプログラムを記憶する装置のこと。ハードディスクやフロッピーディスク、MO、CD-R、磁気テープなどがこれにあたる。磁気的に記録を行なうものが多いため、記憶容量が大きく、電源を供給しなくても記録が消えないという特徴があるが、動作が遅く、CPU(中央処理装置)からは内容を直接読み書きすることができない。コンピュータ内にはこれとは別に、半導体素子を利用して電氣的に記録を行なう主記憶装置(メインメモリ)が装備されており、利用者がプログラムを起動してデータの加工を行なう際には必要なものだけ主記憶装置に呼び出して使い、長期的な保存には外部記憶装置が利用される。

(出典 : IT用語辞典(e-Words)、@niftyデジタル用語辞典など)

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
(株)ビットサーフ	東京都 品川区	40	人材派遣事業、人材紹介事業、教育 サービス事業等	所有 100.00	当社サービスの提供 同社サービスの受入 役員の兼任
(株)テラス	東京都 品川区	86	動画配信ソリューション事業等	所有 93.67	当社サービスの提供 同社サービスの受入 資金援助 役員の兼任
サイトロック(株)	東京都 品川区	10	システムの24時間365日の運用・監 視・管理の統合サービス事業等	所有 100.00	当社サービスの提供 同社サービスの受入 役員の兼任

(2) その他の関係会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
寺田倉庫(株)	東京都 品川区	120	普通倉庫業、トランクルーム、不動産 賃貸業、運送取扱業、宅地建物取引業	被所有 20.66	当社サービスの提供 データセンター建物賃 借他

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	308
合計	308

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であるため、区分表示は行っておりません。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ121名増加したのは、主として業容拡大に伴う新卒者の採用及び期中採用、サイトロック(株)の子会社化によるものであります。
4. 当社グループの事業セグメントは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 提出会社の状況

平成23年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
115	35.0	3.2	6,389

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前事業年度末に比べ9名増加したのは、主として業容拡大に伴う新卒者の採用及び期中採用によるものであります。
4. 当社の事業セグメントは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載をしていません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国市場における需要拡大や国内の経済対策効果等により一部で緩やかな回復の動きが見られましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大きな打撃を受け、将来に対する不透明感が一段と増しております。特に、震災に起因した原子力発電所の事故の影響から電力不足の問題が発生し、今後の経済活動に大きな影響を与えることが懸念されております。

一方、国内ITアウトソーシングサービス市場に関しましては、平成21年に2兆6,399億円であった市場規模がその後4年間年平均成長率4.5%で推移し、平成25年には3兆1,443億円となることが見込まれております（矢野経済研究所）。ITアウトソーシングサービスは、利用者側にとってはコスト削減に繋がるサービスでもあるため、景気の先行きに不透明感が増す状況の中でも、ユーザーニーズの多様化に対応したサービスによってコスト削減を実現させつつ経営基盤強化に繋がるサービスを提供することができる企業を中心に、当該市場は引き続き堅調な成長を継続することが予想されております。また、当社グループの中核サービスであるIDCサービスと相関性の高いデータセンター市場に関しましては、平成21年に8,158億円であった市場が、クラウドコンピューティングやSaaS等新たなサービス需要の高まりなどにより今後4年間は年平均成長率13%で推移し、平成25年には1兆3,213億円となることが見込まれております（IDC Japan）。

このような環境の下、当社グループは当連結会計年度も引き続きIDCサービスの販売を進めることによりデータセンターの稼働率を高めるとともに、レンタルサービスを中心としたマネージドサービスやシステムインテグレーションサービス等のソリューションサービスの強化に努めました。また、マネージドサービス分野におけるサービス提供基盤の強化を図るため、平成22年12月27日付でサイトロック株式会社を連結子会社としたほか、顧客の事業継続性確保の経営課題に基づくデータセンター分散、ディザスタリカバリサイト構築等のニーズに応えるため、平成23年6月1日に地方拠点として大阪データセンターを開設する等、将来の事業展開に備えた意思決定を行いました。

平成21年2月に開設した文京データセンターが四半期ベースで黒字化を達成し、その後着実に黒字幅が増加する等、IDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスがいずれも順調に推移した結果、売上高は11,949百万円（前期比22.8%増加）、営業利益2,032百万円（前期比47.6%増加）、経常利益1,732百万円（前期比61.7%増加）となり、当期純利益は903百万円（前期比43.8%増加）となりました。

当社グループは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、従来どおり販売サービス別に示しております。サービス別の状況は次のとおりであります。

IDCサービスにおきましては、堅調な市場環境に応え得る拡張性のあるスペースと十分な受電能力を備えたデータセンターを基盤に、引き続き営業体制を整備・強化した結果、当連結会計年度末において稼働ラック数は3,948ラック（前期比18.7%増加）となり、売上高、顧客数ともに着実な積み上げを達成することができました。

その結果、IDCサービスの当連結会計年度の売上高は8,672百万円（前期比12.4%増加）となりました。

マネージドサービスにおきましては、サービスラインナップの強化に加え、レンタルサービスの販売増加や平成22年12月27日付で子会社化したサイトロック株式会社の寄与により、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。

その結果、マネージドサービスの当連結会計年度の売上高は2,336百万円（前期比56.4%増加）となりました。

ソリューションサービスにおきましては、前連結会計年度に引き続き100%子会社株式会社ビットサーフにおけるグループ外向けの人材サービス提供機能の強化・拡充に加え、子会社株式会社テラスにおける動画配信プラットフォームやホスティングといったサーバインテグレーションのサービスラインナップの強化を実施した結果、ソリューションサービスの当連結会計年度の売上高は940百万円（前期比80.6%増加）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ908百万円減少（前年連結会計年度は1,116百万円の増加）し、3,456百万円となりました。

当連結会計年度末におけるキャッシュ・フローの状況は、次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、3,830百万円（前連結会計年度は3,988百万円の獲得）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益1,584百万円、減価償却費2,587百万円及び法人税等の支払439百万円等の要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、3,499百万円（前連結会計年度は504百万円の使用）となりました。

これはデータセンター等に係る有形固定資産の取得に関する支出3,745百万円、有形固定資産の売却による収入602百万円及び連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出170百万円等の要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、1,240百万円（前連結会計年度は2,366百万円の使用）となりました。

これは主に、借入れによる収入1,750百万円、借入金の返済による支出1,978百万円、リース債務の返済868百万円及び配当金の支払160百万円等の要因によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当社グループは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントでありますので、従来どおり販売サービス別に示しております。

当連結会計年度における販売実績を販売サービス別に示すと、次のとおりであります。

販売サービスの名称	当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
iDCサービス	8,672,441	112.4
マネージドサービス	2,336,727	156.4
ソリューションサービス	940,207	180.6
合計	11,949,376	122.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)		当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
グリーン株式会社	1,007,248	10.4	1,412,643	11.8
株式会社ブロードバンドタワー	1,142,215	11.7	-	-

(注) 株式会社ブロードバンドタワーの当連結会計年度の数値につきましては、連結売上高の100分の10未満だったため記載していません。

3【対処すべき課題】

当社グループをとりまく環境は、強い需要を背景に今後とも比較的好ましい状況が継続することが期待されますが、一方で好環境における同業間における競争は更に激化することが予想されます。当社グループにおきましては、強い需要と細かい顧客ニーズに応じたサービスの提供を今まで以上に強化していく必要があると認識しております。

当社グループは、この環境下において顧客に対し安定的に確実なサービスを提供していくために、特に以下の三点を当社の最重要の課題として認識いたしております。

(1) 「サービス提供体制の強化」

当社グループは、顧客のITサービスを支えるアウトソーシング事業を展開しているため、顧客がストレスなく事業を展開できるように安定的かつ確実にサービスを提供する責任があります。そのため、当社グループは、所有するインフラの保守・運用を確実にを行うためだけでなく、システムの二重化や、より確実な運用ノウハウのマニュアル化等の充実を図り、今後も顧客事業の安定的運営を確実にサポート出来る体制作りを努めてまいります。

(2) 「サービス付加価値の向上及びサービス領域の拡大」

当社グループは、顧客の顕在需要のみならず潜在的なニーズにも対応すべく柔軟かつ迅速にサービスを提供できることが当社グループの付加価値であると認識しております。したがって、常に顧客の需要とニーズが何処にあるのかを意識して、現在事業化されているiDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスのみならず新たなITソリューションサービスを開発し、総合ITアウトソーシング事業者としての基盤を整えていくよう努めてまいります。

(3) 「サービス向上に向けた人材の確保・育成」

当社グループのサービスの質は、究極的にはそのサービスを提供している社員一人一人の質によっております。サービスの拡大及び質の向上は、優秀な人材の確保・育成によっていることを認識し、電源やネットワークを基盤とした高度な技術を持つだけでなく、安定的かつ確実なサービスの提供を可能とする知識・経験・人間性を備えた人材の確保が必要であると認識し、人材確保と人材育成の取り組みを一層強化するよう努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本報告書提出日現在において当社で想定される範囲で記載したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限定されるものではありません。

(1) 当社グループの事業について

インターネット市場・ブロードバンド市場の将来性について

我が国における平成22年のインターネットの人口普及率は78.2%（対前年比0.2%増）、インターネットの利用人口はおおよそ9,408万人と推定され（総務省「通信利用動向調査」）、また、平成21年度のブロードバンド回線の契約数は、3,194万件（対前年度比10.5%増）と着実に成長を示しております（矢野経済研究所）。

しかしながら、インターネット市場やブロードバンド市場の歴史は浅く、技術革新による環境の著しい変化や長期的な伸びの鈍化などが生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ITアウトソーシング市場について

平成21年の国内ITアウトソーシング市場の規模は、2兆6,399億円（矢野経済研究所）であり、我が国全体の景気動向が不透明感を増す中においても、コスト削減意識も後押しし意識が所有から利用に変わってきていること等、企業のIT投資のアウトソーシング化の方向性に変化はなく、着実に成長しております。国内ITアウトソーシング市場の中でも、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービス、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）・SaaS（ソフトウェア・アズ・ア・サービス）サービス、システムインテグレーションサービス及び運用管理サービスが特に大きな成長を示しております。

また、同市場は平成21年から4年間年平均4.5%で成長を続け、平成25年には3兆1,443億円に達するものと予想されております（矢野経済研究所）。

しかしながら、同市場は、未だに急激な技術革新などによりベースとなる技術が劇的に変化する可能性や新規サービス出現の可能性が高いこと、また、ユーザーの期待とのギャップを埋めるためのSLAの徹底や新たな法的規制への準拠が求められる可能性があり、当社グループが技術革新や顧客ニーズに十分に対応できなかった場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。

IDCサービスについて

a) 設備及びネットワークの安定性について

当社グループのインターネットデータセンターは、堅牢な倉庫ないし専用設計による建物をデータセンター化したものであり、耐震性やセキュリティに十分な配慮がなされているだけでなく、消火設備の設置、自家発電装置等を利用した電源の二重化、回線の二重化、単一の機器ベンダーに依存しないネットワークの構築、設備及びネットワークの監視など、24時間365日安定したサービスが提供できるように最大限の対応をいたしております。また、当社グループは上記に加え、品質管理部門の設置、設備専門要員の24時間常駐化、第三者による設備に関するチェック機能の強化等の施策を実行し、さらなる安定運用のための体制強化を実施しております。

しかしながら、万が一、当該地区で大規模な地震、火事などの自然災害があった場合、悪質なコンピュータウイルスやハッカーからの攻撃を受けた場合、その他戦争、テロなどの予期せぬ重大な事象の発生により、当社グループの設備又はネットワークが利用出来なくなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b) 情報セキュリティ管理について

当社グループのIDCサービスは、顧客企業がインターネット上でコンテンツを配信するためのサーバを預かるサービスが中心であり、対象はインフラ部分に限られております。そのため、当社グループがサーバ内のアプリケーション部分に関与することは基本的にありません。インターネットデータセンター設備の物理的なセキュリティに関しても、監視カメラによる監視や、顧客ごとに付与する専用カード及び生体認証によって入退出を管理するなど、厳重なセキュリティ体制を構築しております。また、顧客情報の取り扱いにつきましては、ISMSに則り、全社体制で細心の注意を払っているほか、経済的損失に対応した保険契約を締結し、リスクヘッジを図っております。

しかしながら、以上のような当社グループの努力にも関わらず、外部からの不正アクセス等により情報の外部流失等が発生した場合には、当社グループの社会的信用が失墜する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 関係会社に関する重要事項

100%子会社株式会社ビットサーフについて

当社は、平成18年2月に株式会社ビットサーフを100%子会社として設立いたしました。同社は、人材サービスを中心に事業展開を行っており、今後も当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態および経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

子会社株式会社テラスについて

当社は平成19年9月にシステム開発受託から動画配信等のプラットフォームサービスの提供を行う同社の第三者割当増資を引き受けた結果、同社株式を90.50%（当連結会計年度末93.67%）保有する筆頭株主となりました。同社は動画配信ソリューションサービスを始めとして多くの顧客企業が共通して利用できるプラットフォームの開発及びサービスの提供ならびにホスティング事業を推進していく計画であります。同社は今後とも当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態及び経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

100%子会社サイトロック株式会社について

当社は、平成22年12月27日付でサイトロック株式会社の全株式を取得し、100%子会社といたしました。同社は、マネージドサービスを中心に事業展開を行っており、今後も当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態および経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

寺田倉庫株式会社との関係について

寺田倉庫株式会社は、平成23年7月末日現在、当社の議決権比率20.66%を保有する当社の関係会社（その他の関係会社）であり、かつ、当社の筆頭株主であります。

当社グループと同社を含む同社グループの間におきましては、営業取引関係としてデータセンター建物の賃借及びデータセンター建設用地の賃借取引等が継続しております。

当社グループと同社グループとは、今後も良好な協力関係を継続していく予定ですが、同社グループの経営方針に変更等が生じた場合、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保について

当社グループが、今後も継続して成長していくためには、技術者を中心とした優秀な人材の確保・育成並びに定着を図ることが重要であると考えておりますが、一方で、国内インターネット市場やITアウトソーシング市場の急速な拡大により、専門知識や技術をもつ人材が恒常的に不足しております。

当社グループといたしましては、積極的な事業展開や報酬制度、研修制度、福利厚生も含めた充実した人事施策により求職者にとって魅力的な企業となるべく最大限の努力をしておりますが、必要な人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合や当社グループの予想を大幅に上回るような社員の流出がある場合には、事業拡大の制約を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

当社は、電気通信事業者（旧一般第二種電気通信事業者）として、総務省に届出を行っており、電気通信事業法及び関連する省令等を遵守しております。現在のところ、これらの法律による規制の強化等が行われるという認識はありませんが、今後、これらの法律及び省令が変更された場合や当社グループの事業展開を阻害する規制がなされた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、全世界的な環境に対する意識の高まりの影響により、我が国も経済産業省や東京都を代表として様々な取り組みが行われております。当社は、改正省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」）により第一種エネルギー管理指定工場に指定されておりエネルギーの使用の合理化に取り組むことが求められております。また、改正東京都環境確保条例（「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」）の「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」によりCO2等温室効果ガス排出の総量規制の対象となっております。今後、これらの法律及び条例が変更された場合や当社グループの事業展開を阻害する規制がなされた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

ストックオプションについて

当社は、役員及び従業員等が、経営参画意識及び企業価値向上への関心を高め、株主の利益を重視した業務展開を積極的に図ることを目的として、ストックオプションを取締役、監査役及び従業員等計115名に付与しております。当期末の同ストックオプションの潜在株式数は7,569株であり、潜在株式数を含む発行済株式総数（自己株式を除く）172,562株の4.3%に相当しております。なお、同ストックオプションが行使されれば、株式が発行されるため、当社の1株当たりの株式価値は希薄化いたします。また、当社は、役員及び従業員等の士気を高めると同時に優秀な人材を確保するために、今後もストックオプションの付与を行う可能性があります。この場合は、株式価値の希薄化をさらに招くおそれがあります。

資金調達について

当社グループの事業計画においては、データセンタースペースの拡張投資、既存データセンターの更新投資、新規データセンターの設立、新サービス開発のための投資等を計画しております。

当社は、平成18年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」（現：大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））に上場を果たしたことにより、従来の銀行借入やリース調達等による間接金融中心の資金調達のみならず、直接金融を含む多様な資金調達が可能になり、財務バランスをより一層意識して資金調達手段を選択するとともに、財務体質の強化をも合わせて必要な資金調達の実現を図っていきたいと考えております。

しかしながら、外部環境の変化等の要因によって資金調達計画の変更を余儀なくされるような場合には、設備投資計画の変更に合わせて事業計画そのものも変更せざるを得なくなる可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、下記の通りデータセンターの建物あるいは用地につきまして賃貸借契約を締結しております。

契約先	契約年月日	契約の内容	契約期間
寺田倉庫(株)	平成17年7月25日	第1データセンター 建物賃貸借契約	自：平成17年4月1日 至：平成19年3月31日 (以後2年毎の自動更新)
	平成18年3月27日	第2データセンター 建物賃貸借契約	自：平成18年3月8日 至：平成20年3月7日 (以後2年毎の自動更新)
	平成18年2月2日	第3データセンター 事業用借地権設定契約	自：平成18年2月2日 至：平成28年2月1日
鹿島建設(株)	平成19年9月26日	第4データセンター 建物賃貸借契約	自：平成19年10月1日 至：平成40年7月31日

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの連結財務諸表の作成に当たりまして、決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りは、主に貸倒引当金、賞与引当金であり、継続して評価を行っております。

なお、見積りの評価については、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、異なる可能性があります。

貸倒引当金

当社では、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりますが、顧客の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合には、追加の引当計上が必要となる可能性があります。

賞与引当金

当社では、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しておりますが、当社の賞与対象期間の業績及び採用の状況等により、実際の支給額が引当額を超える可能性があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度における財政状態は、次の通りであります。

資産の部

当連結会計年度末における総資産は27,761百万円となり、前連結会計年度末に比べ933百万円増加しました。これはデータセンター等に対する設備投資による有形固定資産の増加747百万円及び連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得によるのれん残高の増加87百万円等が主な要因であります。

負債の部

当連結会計年度末における負債合計は前連結会計年度末に比べ93百万円増加し20,597百万円となりました。これは借入金残高の減少268百万円、未払法人税等の増加332百万円等が主な要因であります。

純資産の部

当連結会計年度末における純資産合計は前連結会計年度末に比べ839百万円増加し7,163百万円となりました。これは剰余金の配当163百万円及び当期純利益903百万円が主な要因であります。この結果、自己資本比率は25.3%となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ908百万円減少し、3,456百万円となりました。

当連結会計年度末におけるキャッシュ・フローの状況は、次の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により獲得した資金は、3,830百万円（前年同期は3,988百万円の獲得）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益1,584百万円、減価償却費2,587百万円及び法人税等の支払439百万円等の要因によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は、3,499百万円（前年同期は504百万円の使用）となりました。

これはデータセンター等に係る有形固定資産の取得に関する支出3,745百万円、有形固定資産の売却による収入602百万円及び連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出170百万円等の要因によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は、1,240百万円（前年同期は2,366百万円の使用）となりました。

これは主に、借入れによる収入1,750百万円、借入金の返済による支出1,978百万円、リース債務の返済868百万円及び配当金の支払160百万円等の要因によるものであります。

(4) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績は、次の通りであります。

売上高

当連結会計年度の売上高は11,949百万円となっております。

当社グループは、提供サービスを大きく i D C サービス、マネージドサービス及びソリューションサービスの3つのサービスに区分しており、当連結会計年度のサービス別売上高はそれぞれ8,672百万円、2,336百万円及び940百万円となっております。当社のコアサービスである i D C サービス及びマネージドサービスは、基本的に一定のサービスを顧客に継続的に提供する契約となっており、当社グループはこれらのサービスを継続サービス、それ以外のサービスをスポットサービスと定義しております。当社グループの当連結会計年度の連結売上高に占める継続サービス及びスポットサービスの占める比率はそれぞれ94.5%及び5.4%となっており、これはあらゆる I T アウトソーシングサービスを可能な限り月額サービス形態として顧客に提供することによって顧客のストレスの解消と利便性の向上を図るという当社の理念に沿ったものとなっております。

売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度の売上総利益2,469百万円に対して3,402百万円となっております。また当連結会計年度の売上総利益率は、前連結会計年度の売上総利益率25.4%に対して28.5%となっております。

当社の主要サービスである i D C サービスは多額の設備投資を必要とするため売上原価には一定の固定費が計上されております。固定費としての主な原価項目は減価償却費2,555百万円、賃借料589百万円、地代家賃1,100百万円であります。平成21年2月に開設した文京データセンターの稼働率の向上により次連結会計年度以降、売上総利益、売上総利益率共に増加する計画であります。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,370百万円となっております。売上高に対する販売費及び一般管理費の比率は11.5%となっております。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費には、人件費800百万円、地代家賃118百万円、業務委託費69百万円等が含まれております。

営業利益及び経常利益

当連結会計年度の営業利益は2,032百万円（売上高営業利益率17.0%）となっております。

当連結会計年度の経常利益は支払利息329百万円等の営業外収益及び営業外費用を計上した結果1,732百万円（売上高経常利益率14.5%）となっております。

税金等調整前当期純利益及び当期純利益

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は固定資産除却損49百万円等の特別利益及び特別損失を計上した結果1,584百万円となっております。

当連結会計年度の当期純利益は当連結会計年度の確定決算において課税される法人税、住民税及び事業税772百万円及び税効果会計適用により計算された法人税等調整額を計上した結果903百万円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、主要サービスであるiDCサービスに対する市場の強い需要に応えるため、文京センターの追加投資を中心に総額3,745百万円の設備投資を実施しました。

なお、当社グループ（当社及び連結子会社3社）の事業セグメントは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の設備の状況の記載はしていません。また、当連結会計年度中において、重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成23年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
本社 (東京都港区)	本社事務所	2,623	150	12,871	-	15,646	58
品川データセンター (東京都品川区)	データセンター設備等	6,317,875	131,609	501,240	1,184,487	8,135,213	57
文京データセンター (東京都文京区)	データセンター設備等	8,945,354	100,974	755,367	1,877,017	11,678,713	
大阪データセンター (大阪府大阪市)	データセンター設備等	-	17,668	22,176	-	39,845	-

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (東京都港区)	本社事務所	118,655
品川データセンター (東京都品川区)	データセンター建物、用地	513,787
	データセンター設備リース	294,527
文京データセンター (東京都文京区)	データセンター建物	578,745
	データセンター設備リース	315,239

- (注) 1. 本社事務所の年間賃借料には、当社が子会社へ賃貸している年間賃借料を含んでおります。
2. 上記の他、翌事業年度に利用開始されるデータセンター設備のリース契約を締結しているものがあります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 (年月)	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
㈱ビットアイル 品川データセンター	東京都品川区	データセンター 設備等	3,000	93	借入金及び リース	平成23年1月	平成24年7月

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	545,000
計	545,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年7月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年10月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	168,655	168,690	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用して おりません。
計	168,655	168,690	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年10月1日から本報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成16年5月18日)(第1回新株予約権)		
区分	事業年度末現在 (平成23年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100(注)1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年5月19日から 平成26年5月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000(注)5 資本組入額 10,000(注)5	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5．平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成17年3月9日）（第3回新株予約権）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	213	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,130（注）1，5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2，5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月10日から 平成27年3月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 50,000（注）5 資本組入額 25,000（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5．平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成17年10月25日）（第4回新株予約権）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1，5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2，5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月26日から 平成27年10月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 50,000（注）5 資本組入額 25,000（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5．平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成18年10月26日）（第5回新株予約権）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	333	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,665（注）1，6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	116,963（注）2，6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 116,963（注）6 資本組入額 58,482（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付と時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成18年10月26日）（第6回新株予約権）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	46	41
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	230（注）1，6	205（注）1，6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	65,271（注）2，6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 65,271（注）6 資本組入額 32,636（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Aプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	135	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	135（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Bプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	235	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	235（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成50年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず新株予約権者が平成50年11月24日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成50年11月25日から平成50年12月24日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より新株予約権を行使することができる期間の開始日までの間、継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

- （イ） 本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
- （ロ） 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
- （ハ） 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
- （ニ） 本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Cプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	425	415
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	425（注）1	415（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	71,016（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 71,016 資本組入額 35,508	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年12月25日から平成22年12月24日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年2月2日）（第8回新株予約権 Aプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	118	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	118（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月18日から 平成32年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

- （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
- （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
- （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
- （ニ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年2月2日）（第8回新株予約権 Bプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	280	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	280（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年2月18日から 平成52年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成52年1月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年1月18日から平成52年2月17日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成25年1月31日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年2月2日）（第8回新株予約権 Cプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	640	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	640（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,213（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月18日から 平成32年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,213 資本組入額 31,107	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成22年2月18日から平成24年2月17日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年12月21日）（第9回新株予約権 Aプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	169	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	169（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年1月8日から 平成33年1月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

- （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
- （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
- （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
- （ニ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成25年1月8日から平成33年1月7日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めた場合、当社は当該取得する日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は広告を行うことにより、当該取得する日において新株予約権を無償で取得できるものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年12月21日）（第9回新株予約権 Bプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年1月8日から 平成53年1月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成52年12月7日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年12月8日から平成53年1月7日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成25年1月31日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年12月21日）（第9回新株予約権 Cプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成23年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年9月30日）
新株予約権の数（個）	842	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	842（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	103,320（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年1月8日から 平成33年1月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 103,320 資本組入額 51,660	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成23年1月8日から平成25年1月7日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年4月28日 (注)1	121,000	150,974	-	1,836,946	-	772,007
平成19年7月3日 (注)2	15,000	165,974	825,000	2,661,946	825,000	1,597,007
平成18年8月1日 ~ 平成19年7月31日 (注)3	636	166,610	32,250	2,694,196	32,250	1,629,257
平成19年8月1日 ~ 平成20年7月31日 (注)3	1,360	167,970	17,500	2,711,696	17,500	1,646,757
平成20年8月1日 ~ 平成21年7月31日 (注)3	250	168,220	6,250	2,717,946	6,250	1,653,007
平成21年8月1日 ~ 平成22年7月31日 (注)3	240	168,460	6,000	2,723,946	6,000	1,659,007
平成22年8月1日 ~ 平成23年7月31日 (注)3	195	168,655	8,791	2,732,738	8,791	1,667,798

(注)1. 平成19年4月28日付で株式分割(1:5)を行っております。

2. 有償第三者割当(15,000株)割当先、(株)CSKホールディングス、発行価額110,000円、資本組入額55,000円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 平成23年8月1日から平成23年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が35株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,455千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成23年7月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	22	35	30	-	1,834	1,930	-
所有株式数(株)	-	30,218	1,842	55,338	16,392	-	64,865	168,655	-
所有株式数の割合(%)	-	17.91	1.09	32.81	9.71	-	38.46	100.00	-

(注) 自己株式3,662株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川2丁目6-10	34,100	20.21
寺田 航平	東京都品川区	28,500	16.89
株式会社電通国際情報サービス	東京都港区港南2丁目17-1	16,800	9.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	13,315	7.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	13,269	7.86
寺田 保信	東京都世田谷区	9,365	5.55
天野 信之	東京都大田区	3,020	1.79
NORTHERN TRUST CO AVFC RE NORTHERN TRUST GUERNSEY NON TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,837	1.68
山崎 栄二	東京都世田谷区	2,645	1.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN U.K. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,631	1.55
計	-	126,482	74.94

(注) 1 上記のほか、自己株式が3,662株あります。

2 インベスコ投信投資顧問株式会社から、平成23年6月30日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年6月30日現在で10,968株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、インベスコ投信投資顧問株式会社の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 インベスコ投信投資顧問株式会社

住所 東京都港区虎ノ門四丁目3-1

保有株券等の数 株式 10,968株

株券等保有割合 6.51%

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,662	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 164,993	164,993	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	168,655	-	-
総株主の議決権	-	164,993	-

【自己株式等】

平成23年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ビットアイル	東京都港区東新橋 1丁目9-2	3,662	-	3,662	2.17
計	-	3,662	-	3,662	2.17

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権

平成16年5月18日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の付与（第1回新株予約権）

決議年月日	平成16年5月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 7 当社の監査役 4 当社の従業員 9 当社の子会社の従業員 2（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）第6期中に子会社ではなくなり、当該ストック・オプションは消却しております。

平成17年3月9日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の付与（第3回新株予約権）

決議年月日	平成17年3月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 3 当社の監査役 1 当社の従業員 31
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成17年10月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与（第4回新株予約権）

決議年月日	平成17年10月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

平成18年10月26日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与（第5回新株予約権）

決議年月日	平成18年10月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 4 当社の監査役 4 当社の従業員 52
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成18年10月26日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与（第6回新株予約権）

決議年月日	平成18年10月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 60
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第7回新株予約権A）

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第7回新株予約権B）

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第7回新株予約権C）

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 74
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第8回新株予約権A）

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第8回新株予約権B）

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第8回新株予約権C）

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 92
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年12月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第9回新株予約権A）

決議年月日	平成22年12月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年12月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第9回新株予約権B）

決議年月日	平成22年12月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年12月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第9回新株予約権C）

決議年月日	平成22年12月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 109
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注1)	1,070	80,088	-	-
保有自己株式数	3,662	-	3,662	-

(注)1. 当事業年度の内容は、新株予約権の権利行使に伴う処分によるものであります。

2. 当期間における処理自己株式及び保有自己株式数には、平成23年10月1日から本報告書の提出日までに処理あるいは取得した自己株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題と認識しております。当期につきましては、文京データセンターの稼働率が向上したこと等を踏まえ、1株につき1,400円の配当を実施することといたしました。次期以降につきましても、営業活動によって獲得する資金と文京データセンターの残りのフロア開設や品川データセンターの増強に要する設備資金、借入金の返済等のバランスを勘案しながら、内部留保の充実も図りつつ、確実に配当を実施していく方針であります。

現状当社は、回数についての基本的な方針は定めておりませんが、将来的には中間配当も含めた年2回の配当の実施を検討していきたいと考えております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年10月27日 定時株主総会決議	230,990	1,400

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第8期 平成19年7月	第9期 平成20年7月	第10期 平成21年7月	第11期 平成22年7月	第12期 平成23年7月
最高(円)	755,000 138,000	136,000	102,900	107,300	157,900
最低(円)	491,000 80,500	41,000	55,500	47,550	68,800

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ラクレスにおけるものであります。
2. 印は、株式分割(平成19年4月28日、1:5)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	138,600	149,500	139,400	132,000	148,000	157,900
最低(円)	112,400	80,300	118,600	109,700	129,000	140,500

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	CEO	寺田 航平	昭和45年10月25日生	平成5年4月 三菱商事(株)入社 平成11年9月 寺田倉庫(株)入社 平成11年11月 同社取締役 平成12年6月 当社設立、代表取締役社長 平成15年6月 寺田倉庫(株)取締役副社長 平成18年2月 (株)ビットサーフ取締役(現任) 平成20年5月 (株)テラス代表取締役(現任) 平成20年11月 当社代表取締役社長兼CEO(現任) 平成22年10月 (株)ライブラネオ取締役(現任) 平成22年12月 サイトロック(株)取締役(現任) 平成23年6月 セタ・インターナショナル(株)取締役(現任)	(注)2	28,500
取締役副社長 (代表取締役)	COO	天野 信之	昭和39年12月2日生	平成元年4月 ネットワンシステムズ(株)入社 平成9年5月 (株)ネットウェーブ(現(株)データクラフトジャパン) 取締役 平成13年10月 当社取締役iDC事業部長 平成15年10月 当社取締役副社長 平成18年2月 (株)ビットサーフ代表取締役(現任) 平成19年11月 (株)テラス取締役(現任) 平成20年11月 当社代表取締役副社長兼COO(現任) 平成22年10月 (株)ライブラネオ取締役(現任) 平成22年12月 サイトロック(株)代表取締役(現任)	(注)2	3,020
取締役	CTO	安藤 卓哉	昭和33年1月16日生	昭和58年4月 (株)ソイック入社 昭和62年4月 丸善(株)入社 平成元年4月 キヤノン販売(株)入社 平成3年1月 ネットワンシステムズ(株)入社 平成9年5月 (株)ネットウェーブ(現(株)データクラフトジャパン) 入社 平成12年11月 キヤノテック(株)入社 平成14年4月 当社入社、データセンター長 平成16年10月 当社取締役 平成20年11月 当社取締役CTO(現任)	(注)2	461
取締役	管理 本部長	深井 英夫	昭和35年11月19日生	昭和59年4月 東京リース(株)(現東京センチュリーリース(株))入社 平成13年9月 (株)ネットエンズ(現インフォリスクマネージ(株)) 執行役員 平成15年8月 当社管理本部長 平成16年7月 アイティーマネージ(株)(現インフォリスクマネージ (株))取締役 平成18年10月 当社管理本部長 平成19年10月 当社執行役員 平成20年5月 (株)テラス監査役(現任) 平成21年10月 当社取締役管理本部長(現任) 平成21年10月 (株)ビットサーフ監査役(現任) 平成22年10月 (株)ライブラネオ監査役(現任) 平成22年12月 サイトロック(株)監査役(現任) 平成23年6月 セタ・インターナショナル(株)監査役(現任)	(注)2	350
取締役	-	清田 卓生	昭和44年9月14日生	平成6年10月 中央監査法人入所 平成11年9月 日本エーエム(株)(現(株)カーチス)入社 平成13年3月 ハートアンドブレインコンサルティング(株)取締役 平成13年8月 スカイメディア(株)(現(株)インクルーズ)取締役 平成15年4月 ハートアンドブレインインベストメント(株)(現 HBI(株))代表取締役 平成16年1月 当社管理本部長兼社長室長 平成16年10月 当社取締役 平成18年2月 (株)ビットサーフ取締役 平成19年11月 (株)テラス取締役(現任) 平成20年11月 当社取締役CFO 平成22年8月 当社取締役(現任) 平成22年8月 (株)モブキャスト取締役(現任)	(注)2	2,615

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	吉原 紀生	昭和15年2月17日生	昭和37年4月 日本レミントンユニバック(株)(現日本ユニシス(株)) 入社 昭和56年4月 同社ハードウェア開発部長 昭和60年4月 野村コンピュータシステム(株)(現(株)野村総合研究所)入社 平成2年6月 同社横浜データセンター長 平成9年6月 同社関西支社長兼大阪データセンター長 平成13年1月 (株)ビジネスポートシステムズ入社、ビジネスソリューション部長 平成14年11月 当社営業本部長、執行役員 平成15年6月 当社営業顧問 平成16年10月 当社監査役(現任) 平成18年2月 (株)ビットサーフ監査役	(注)3	-
監査役	-	高橋 鉄	昭和31年10月24日生	昭和61年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 三宅坂法律事務所入所パートナー 平成元年4月 東京弁護士会法制委員会副委員長 平成8年2月 東京弁護士会司法修習委員会副委員長 平成14年4月 日弁連司法制度調査会委員(商法部会) 平成15年7月 霞が関パートナーズ法律事務所代表パートナー(現任) 平成18年2月 フロレゾン(株)社外監査役 平成18年3月 アップルジャパン(株)社外監査役(現任) 平成19年3月 日本マクドナルドホールディングス(株)社外取締役 日本マクドナルド(株)社外取締役(現任) 平成19年6月 (株)グローベルス社外監査役(現任) 平成19年10月 当社監査役(現任)	(注)3	-
監査役	-	竹原 相光	昭和27年4月1日生	昭和52年1月 ピート マーウィック ミッチェル会計士事務所入所 昭和56年12月 クーパースアンドライブランド会計事務所入所 平成2年9月 中央新光監査法人社員 平成8年8月 中央監査法人代表社員 平成12年7月 中央青山監査法人トランザクションサービス部部长 平成17年4月 Z E C O O パートナーズ(株)を設立、代表取締役(現任) 平成17年6月 (株)C D G 社外取締役(現任) 平成17年10月 (株)三菱ケミカルホールディングス社外監査役 平成19年2月 (株)エスプール社外取締役(現任) 平成19年10月 当社監査役(現任)	(注)4	-
計						34,946

- (注) 1. 監査役高橋鉄及び監査役竹原相光は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成22年10月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 3. 平成20年10月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 4. 平成23年10月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5. 当社は、経営の意思決定を迅速化し業務執行の機動性を向上させることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は2名で、営業本部長久保田達郎、i D C本部長川田周男で構成されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業統治を事業発展のための前提条件と考えております。オーナーである株主は勿論のこと、従業員、取引先、債権者その他利害関係者との間で適切なコミュニケーションを図り、それぞれの意見を適切に企業運営に反映させていくことが事業発展に不可欠であり、そのためにはまず企業運営の推進役である取締役及び取締役会が健全に機能することが必要であると考えております。またその上で、企業規模の拡大に合わせて、積極的に経営組織体制を整備し、内部統制の充実を図っていく考えであります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

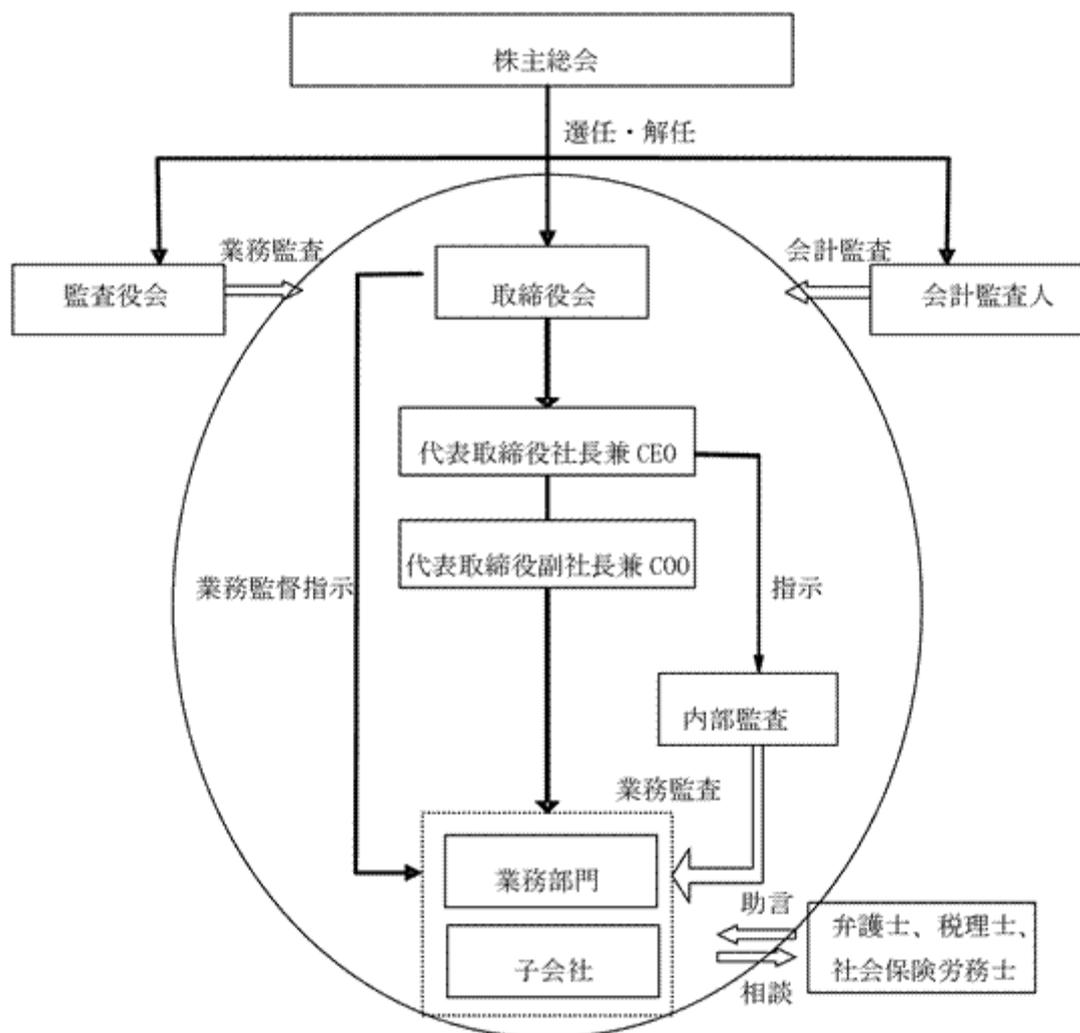
当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名のうち2名が会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。また、取締役会は取締役5名で構成されておりますが、社外取締役はおりません。社外監査役が当社において必要な手続きを実施できる環境を提供するため、取締役会の開催日や議題の連絡だけに限らず経営会議の開催日や必要な事業報告を、社長室及び総務人事部から随時連絡する体制を取っております。

取締役会

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役0名）で構成されております。毎月一回の定例取締役会に加え必要に応じて随時開催することにより、経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行っております。取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の業務執行について監査を行っております。

監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの重要な役割を担う独立の機関であることを認識し、監査役会で年に一度立案される監査計画書に基づいて、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見を述べる他、取締役の業務執行に関する適法性の監査を実施しております。



ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社の現在の事業規模、事業内容等を勘案し、現行の体制が最も効率的、効果的に経営監視機能を実現でき、迅速かつ適切に経営上の意思決定や業務執行を行うことができる体制であると考えているためであります。

ハ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

a．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、定款、株主総会決議、「取締役会規程」、企業理念及び事業計画に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督いたしております。

取締役及び代表取締役は、取締役会で決定した役割に基づき「職務権限規程」その他の社内規則に従い当社の業務を遂行すると共に、毎月一回以上開催される取締役会においてそれぞれの業務執行の状況を取締役に報告いたしております。

監査役は、法令の定める権限に基づき監査を実施すると共に内部監査担当者及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査計画書」に従い、取締役の職務執行の適正性について監査を実施いたしております。

また、「経理規程」その他の社内規則に従い、会計基準その他の関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制を確保いたしております。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料と共に法令及び文書管理規程に基づき保管し、管理いたしております。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・計算書類
- ・稟議書
- ・その他、取締役会が決定する書類

代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めると共に、取締役、社員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導いたしております。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化した場合には速やかに対応できるよう、規程ならびに対応体制を整備いたしております。

- ・障害発生リスク
- ・与信リスク
- ・品質管理・情報セキュリティ・災害等のリスク
- ・法務案件等のリスク

障害発生リスクについては、障害対応マニュアルに沿った運用を確実に行うように継続的なモニタリングを行うと共に、常に改善の可能性を検討し、その整備の努力をいたしております。

与信リスクについては、全得意先に対する与信の管理を徹底的に行い、個々の得意先の与信状況に応じて適切な対応が取られているかのモニタリングを毎月実施いたしております。

品質管理・情報セキュリティ・災害等のリスクに関しましては、品質管理室を中心に開催される会議、部門横断的に実施される経営会議において情報の共有化を図ると共に、速やかに対応責任者となる取締役等に報告する体制を確保いたしております。

法務案件等のリスクについては、法務担当がこれに対応し、特に重要と認められるものについては、顧問弁護士等の意見を聴取することで不測のリスクを事前に回避する体制を確保いたしております。

その他のリスクについても、代表取締役は、取締役、使用人に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導いたしております。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長が取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うと共に、適切・効率的な業務執行を推進し、業務執行の監督をいたしております。

経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、管掌役員制度を継続いたしております。

e．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役社長が経営会議等の会議に積極的に参加し、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について把握し、その対応のために必要と考えられる体制を整備いたしております。

監査役による日々の監査に加え、代表取締役社長の指示による内部監査をより充実させ、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証をするための体制を強化いたしております。

f．会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社及び関連会社の業務執行の適正性及び効率性については、当社の取締役及び監査役がそれぞれの会社の役員を兼務し取締役会に出席し、管理・監督を実施いたしております。また、それぞれの会社の財政状態及び

経営成績の把握については、当社管理部門において、毎月必要な会計情報等を入手し、その把握を行い、必要な場合は対応責任者となる取締役等に報告する体制を確保いたしております。

- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することができる体制を確保いたしております。
- h. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者を設置した場合は、監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保いたしております。
- i. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役が、監査役が職務の執行に必要な事項に関して、随時取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制を確保いたしております。
監査役が、随時取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し意見を述べること及び重要情報を入手できる体制を確保いたしております。
監査役が、内部監査担当者及び会計監査人と連携することができる体制を確保いたしております。
- j. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
内部監査担当者と監査役との連携
内部監査担当者が内部監査計画策定時及び内部監査実施後に監査役と協議できる体制を確保いたしております。
外部専門家の起用
監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる体制を確保いたしております。

内部監査及び監査役監査の状況

各監査役は、監査役会の定めた監査計画、監査の方針等に従い、会社の組織体制、管理体制、会社諸規程の整備・運用状況等の監査を通じ、取締役の業務執行に関する適法性監査、内部統制システムの状況の監視および検証を行っております。監査役は、定例の監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより監査業務の認識を共有化しております。また、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受けるとともに、期末監査終了時点で監査実施状況の報告や情報交換を行うことにより、情報の共有化ならびに監査の質・効果・効率の向上を図るよう努めております。

内部監査につきましては、内部統制システムの一環として社長が指名した内部監査責任者が2名の内部監査担当者を指名し、社内の各業務が定められた諸規程、諸制度に従って合理的、効果的に遂行されているか、及び、経営上の決定事項がその目的に従い正しく遂行されているかどうかの監査を内部監査計画に基づき実施しております。

監査役監査と内部監査との連携につきましては、監査計画について事前に協議を行うほか、親密な情報交換を行うことにより、個々の監査を効率的かつ効果的に実施するよう努めております。また、内部監査につきましては、会計監査人と意見交換を頻繁に行うことにより、実効性の高い監査を実施し、コンプライアンス経営に寄与するよう努めております。

なお、社外監査役竹原相光氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、監査役3名のうち社外監査役2名（うち独立役員1名）を選任しており、現状の体制で経営監視機能を十分に果たしていると判断しているため、社外取締役を選任しておりません。また、社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はございません。なお、社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記と同様であります。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額(千円)				対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	147,335	125,100	22,235	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	6,600	6,600	-	-	-	2
社外役員(注)	7,200	7,200	-	-	-	2

(注) 社外監査役であります。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は、平成20年10月29日開催の第9回定時株主総会の決議により、定額報酬年額300,000千円以内、ストックオプションAプランに基づく報酬年額100,000千円以内、ストックオプションBプランに基づく報酬年額50,000千円以内となっております。各取締役の報酬額は、各取締役の責任や職務分掌及び職務執行の状況等を勘案して適性と考えられる額を取締役会決議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、平成20年10月29日開催の第9回定時株主総会の決議により、定額報酬年額40,000千円以内、ストックオプションAプランに基づく報酬年額20,000千円以内、ストックオプションBプランに基づく報酬年額20,000千円以内となっております。各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定することとしております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	8銘柄
貸借対照表計上額の合計額	222,006千円

ロ．保有目的が純投資目的以外である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査におきましては、独立監査人としての会計監査を有限責任監査法人トーマツに委託しており、内部監査担当者及び監査役と連携し、独立した立場からの公正不偏の監査が実施されております。

イ．業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
芝田 雅也	有限責任監査法人トーマツ
香川 順	有限責任監査法人トーマツ

(注) 継続監査年数が7年を超えないため記載を省略しております。

ロ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	その他
6名	3名

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって毎年1月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	21,000	-	19,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21,000	-	19,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前連結会計年度（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年8月1日から平成23年7月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前事業年度（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年8月1日から平成23年7月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）の財務諸表並びに当連結会計年度（平成22年8月1日から平成23年7月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成22年8月1日から平成23年7月31日まで）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について適格に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人会計基準機構へ加入し、定期的に監査法人の主催するセミナーに参加する等を行っております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年7月31日)	当連結会計年度 (平成23年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,364,743	3,456,206
売掛金	355,858	601,838
繰延税金資産	6,005	34,117
その他	358,009	1,013,470
貸倒引当金	13,741	8,411
流動資産合計	5,070,874	5,097,220
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,814,151	19,480,868
減価償却累計額	3,112,175	4,215,014
建物(純額)	14,701,976	15,265,853
機械及び装置	238,628	437,677
減価償却累計額	140,407	187,274
機械及び装置(純額)	98,220	250,402
工具、器具及び備品	2,066,673	2,694,178
減価償却累計額	1,016,488	1,376,713
工具、器具及び備品(純額)	1,050,184	1,317,464
リース資産	3,921,413	4,609,993
減価償却累計額	653,112	1,548,487
リース資産(純額)	3,268,300	3,061,505
建設仮勘定	165,321	135,908
有形固定資産合計	19,284,003	20,031,134
無形固定資産		
のれん	75,759	163,709
その他	302,270	287,660
無形固定資産合計	378,029	451,370
投資その他の資産		
投資有価証券	215,526	257,006
長期貸付金	75,272	73,682
繰延税金資産	100,772	162,306
差入保証金	922,237	945,922
その他	872,340	825,279
貸倒引当金	91,051	82,320
投資その他の資産合計	2,095,096	2,181,876
固定資産合計	21,757,129	22,664,381
資産合計	26,828,004	27,761,602

	前連結会計年度 (平成22年7月31日)	当連結会計年度 (平成23年7月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	230,000	190,000
1年内返済予定の長期借入金	1 2,671,840	1 6,014,540
リース債務	794,587	955,032
未払金	587,100	882,541
未払法人税等	256,729	588,968
賞与引当金	63,708	77,015
前受金	-	811,249
その他	1,104,527	194,284
流動負債合計	5,708,494	9,713,632
固定負債		
長期借入金	1 12,297,850	1 8,727,060
リース債務	2,497,730	2,157,287
固定負債合計	14,795,580	10,884,347
負債合計	20,504,074	20,597,979
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,723,946	2,732,738
資本剰余金	1,659,007	1,667,798
利益剰余金	2,195,595	2,900,072
自己株式	354,184	274,095
株主資本合計	6,224,365	7,026,513
新株予約権	98,533	135,083
少数株主持分	1,030	2,026
純資産合計	6,323,929	7,163,623
負債純資産合計	26,828,004	27,761,602

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
売上高	9,731,254	11,949,376
売上原価	7,261,937	8,546,444
売上総利益	2,469,316	3,402,931
販売費及び一般管理費	1,092,402	1,370,312
営業利益	1,376,914	2,032,619
営業外収益		
受取利息	18,110	16,244
受取配当金	286	330
還付加算金	7,141	-
貸倒引当金戻入額	-	10,873
その他	2,269	1,948
営業外収益合計	27,807	29,396
営業外費用		
支払利息	325,462	329,986
持分法による投資損失	8,283	-
その他	-	8
営業外費用合計	333,746	329,995
経常利益	1,070,975	1,732,020
特別利益		
関係会社株式売却益	42,830	-
新株予約権戻入益	-	67
その他	1,636	-
特別利益合計	44,467	67
特別損失		
固定資産除却損	6,352	49,012
投資有価証券売却損	4,471	-
投資有価証券評価損	74,660	40,000
事務所移転費用	-	46,891
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	11,864
その他	1,693	-
特別損失合計	87,177	147,768
税金等調整前当期純利益	1,028,264	1,584,319
法人税、住民税及び事業税	399,012	772,852
法人税等調整額	655	93,322
法人税等合計	399,668	679,530
少数株主損益調整前当期純利益	-	904,789
少数株主利益	223	995
当期純利益	628,373	903,793

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	904,789
包括利益	-	904,789
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	903,793
少数株主に係る包括利益	-	995

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,717,946	2,723,946
当期変動額		
新株の発行	6,000	8,791
当期変動額合計	6,000	8,791
当期末残高	2,723,946	2,732,738
資本剰余金		
前期末残高	1,653,007	1,659,007
当期変動額		
新株の発行	6,000	8,791
当期変動額合計	6,000	8,791
当期末残高	1,659,007	1,667,798
利益剰余金		
前期末残高	1,603,382	2,195,595
当期変動額		
剰余金の配当	99,343	163,728
当期純利益	628,373	903,793
自己株式の処分	8,200	35,588
持分法の適用範囲の変動	71,383	-
当期変動額合計	592,213	704,477
当期末残高	2,195,595	2,900,072
自己株式		
前期末残高	231,065	354,184
当期変動額		
自己株式の取得	147,818	-
自己株式の処分	24,700	80,088
当期変動額合計	123,118	80,088
当期末残高	354,184	274,095
株主資本合計		
前期末残高	5,743,270	6,224,365
当期変動額		
新株の発行	12,000	17,582
剰余金の配当	99,343	163,728
当期純利益	628,373	903,793
自己株式の取得	147,818	-
自己株式の処分	16,500	44,500
持分法の適用範囲の変動	71,383	-
当期変動額合計	481,094	802,148
当期末残高	6,224,365	7,026,513

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
新株予約権		
前期末残高	75,853	98,533
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22,679	36,549
当期変動額合計	22,679	36,549
当期末残高	98,533	135,083
少数株主持分		
前期末残高	807	1,030
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	223	995
当期変動額合計	223	995
当期末残高	1,030	2,026
純資産合計		
前期末残高	5,819,930	6,323,929
当期変動額		
新株の発行	12,000	17,582
剰余金の配当	99,343	163,728
当期純利益	628,373	903,793
自己株式の取得	147,818	-
自己株式の処分	16,500	44,500
持分法の適用範囲の変動	71,383	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22,903	37,545
当期変動額合計	503,998	839,693
当期末残高	6,323,929	7,163,623

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,028,264	1,584,319
減価償却費	2,099,480	2,587,517
のれん償却額	6,882	32,618
株式報酬費用	22,679	41,869
貸倒引当金の増減額（ は減少）	5,329	14,061
賞与引当金の増減額（ は減少）	1,335	13,306
受取利息及び受取配当金	18,396	16,574
支払利息	325,462	329,986
持分法による投資損益（ は益）	8,283	-
投資有価証券売却損益（ は益）	4,471	-
関係会社株式売却損益（ は益）	42,830	-
固定資産除却損	6,352	49,012
投資有価証券評価損益（ は益）	74,660	40,000
移転費用	-	46,891
売上債権の増減額（ は増加）	113,897	180,550
未収消費税等の増減額（ は増加）	508,918	-
未払金の増減額（ は減少）	171,697	126,591
前受金の増減額（ は減少）	389,813	161,681
その他	5,714	131,293
小計	4,470,122	4,610,539
利息及び配当金の受取額	2,818	1,678
利息の支払額	332,856	341,565
法人税等の支払額	151,871	439,686
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,988,213	3,830,965
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,369,316	3,745,778
有形固定資産の売却による収入	852,463	602,675
無形固定資産の取得による支出	62,339	54,528
投資有価証券の取得による支出	16,500	46,480
投資有価証券の売却による収入	39,211	-
関係会社株式の取得による支出	-	35,000
関係会社株式の売却による収入	90,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 170,194
事業譲受による支出	42,667	9,780
貸付金の回収による収入	4,700	1,590
差入保証金の差入による支出	6,004	43,565
差入保証金の回収による収入	5,609	2,084
その他	-	115
投資活動によるキャッシュ・フロー	504,843	3,499,094

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	2,040,000	40,000
長期借入れによる収入	2,617,800	1,750,000
長期借入金の返済による支出	2,214,640	1,978,090
株式の発行による収入	12,000	12,263
自己株式の処分による収入	16,500	44,500
自己株式の取得による支出	147,818	-
配当金の支払額	98,897	160,502
リース債務の返済による支出	511,478	868,578
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,366,533	1,240,407
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	1,116,835	908,536
現金及び現金同等物の期首残高	3,247,907	4,364,743
現金及び現金同等物の期末残高	4,364,743 ₁	3,456,206 ₁

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 (株)ビットサーフ (株)テラス</p>	<p>(1) 連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 (株)ビットサーフ (株)テラス サイトロック(株) サイトロック(株)については、平成22年12月27日付けで全株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称 セタ・インターナショナル(株) (連結の範囲からの除いた理由) 総資産、売上高、当期純損失(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも小規模であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 持分法適用の関連会社の名称 (株)クララオンライン (株)クララオンラインについては、決算日が連結決算日と異なるため、持分法の適用に際しては、同社の事業年度に係る財務諸表又は四半期会計期間に係る四半期財務諸表を使用しております。</p> <p>(2) 持分法適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項 (株)クララオンラインについては、平成22年3月に当社が所有する株式の一部を売却し、当社議決権所有割合が14.17%となり、関連会社ではなくなったため、第3四半期連結会計期間末において持分法適用の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 - 社 持分法適用の関連会社の名称</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 持分法を適用していない子会社(セタ・インターナショナル(株))及び関連会社(株)ライブラネオ)は、当期純損失(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>たな卸資産 商品 主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く) 建物、データセンター部門の建物付属設備については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 38年 建物付属設備 6～18年</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>自社利用のソフトウェア 5年 市場販売目的のソフトウェア 3年</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては、残価保証額を残存価額としております。</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>関係会社株式 同左</p> <p>たな卸資産 商品 同左</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(4) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(5) のれんの償却方法及び償却期間</p> <p>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、当該特例処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...借入金利息 ヘッジ方針 当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。</p> <p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>全面時価評価法を採用しております。</p>	
<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項</p>	<p>のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。</p>	
<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)</p>
<p>(完成工事高及び完成工事原価の計上基準) 請負工事等にかかる収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当連結会計年度に着手した本会計基準の範囲に該当する契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。 これによる損益への影響はありません。</p>	<p>(1)(資産除去債務に関する会計基準) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)企業結合に関する会計基準等の適用 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度まで「無形固定資産」に含めて表示しておりました「のれん」は、当連結会計年度において金額的重要性が増加したことから区分掲記しました。 なお、前連結会計年度の「のれん」は、15,775千円であります。</p> <p>(連結損益計算書) 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「還付加算金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度では区分掲記しました。 なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「還付加算金」は24千円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書) 営業活動によるキャッシュ・フローの「前受金の増減額(は減少)」は、前連結会計年度まで「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「前受金の増減額(は減少)」は142,022千円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、継続的に発生することが見込まれるため区分掲記しました。 なお、前連結会計年度の「前受金」は、966,877千円であります。</p> <p>(連結損益計算書) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>前連結会計年度において、区分掲記しておりました「還付加算金」は、当連結会計年度において営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。 なお、当連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「還付加算金」は105千円であります。</p> <p>前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前連結会計年度における「貸倒引当金戻入額」の金額は、651千円であります。</p> <p>前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前連結会計年度における「新株予約権戻入益」の金額は、1,636千円であります。</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
	<p>当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年7月31日)	当連結会計年度 (平成23年7月31日)
1 担保に供している資産及び担保を付している債務	1 担保に供している資産及び担保を付している債務
(1) 担保に供している資産	(1) 担保に供している資産
建物 1,336,550千円	建物 1,239,385千円
(2) 担保を付している債務	(2) 担保を付している債務
1年内返済予定の長期借入金 57,240千円	1年内返済予定の長期借入金 57,240千円
長期借入金 2,798,550千円	長期借入金 2,741,310千円
	2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。
	投資有価証券(株式) 35,000千円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 141,585千円	役員報酬 144,642千円
給与手当 341,221千円	給与手当 442,755千円
地代家賃 108,170千円	地代家賃 118,655千円
賞与引当金繰入額 25,241千円	賞与引当金繰入額 37,896千円
貸倒引当金繰入額 5,329千円	貸倒引当金繰入額 1,930千円
2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。	2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。
機械及び装置 484千円	建物 46,677千円
工具、器具及び備品 5,867千円	機械及び装置 685千円
	工具、器具及び備品 1,649千円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成22年8月1日至平成23年7月31日)

当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	628,373千円
少数株主に係る包括利益	223千円
計	628,596千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	168,220	240	-	168,460
合計	168,220	240	-	168,460
自己株式				
普通株式(注2,3)	2,647	2,415	330	4,732
合計	2,647	2,415	330	4,732

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加240株は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。
2. 自己株式の株式数の増加2,415株は、会社法第165条第2項の規定によるものであります。
3. 自己株式の株式数の減少330株は、新株予約権行使に伴う処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	98,533
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	98,533

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年10月28日 定時株主総会	普通株式	99,343	600	平成21年7月31日	平成21年10月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年10月25日 定時株主総会	普通株式	163,728	利益剰余金	1,000	平成22年7月31日	平成22年10月26日

当連結会計年度（自 平成22年 8月1日 至 平成23年 7月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1）	168,460	195	-	168,655
合計	168,460	195	-	168,655
自己株式				
普通株式（注2）	4,732	-	1,070	3,662
合計	4,732	-	1,070	3,662

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加195株は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。

2. 自己株式の株式数の減少1,070株は、新株予約権行使に伴う処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	135,083
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	135,083

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年10月25日 定時株主総会	普通株式	163,728	1,000	平成22年 7月31日	平成22年10月26日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年10月27日 定時株主総会	普通株式	230,990	利益剰余金	1,400	平成23年 7月31日	平成23年10月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)																								
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 7月31日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">4,364,743</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">4,364,743</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,364,743	現金及び現金同等物	4,364,743	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 7月31日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">3,456,206</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">3,456,206</td> </tr> </table> <p>2 株式の取得により、新たにサイトロック株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社株式取得のための支出との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">822,028</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">39,541</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">111,052</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">62,622</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額</td> <td style="text-align: right;">910,000</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">739,805</td> </tr> <tr> <td>株式取得のための支出</td> <td style="text-align: right;">170,194</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	3,456,206	現金及び現金同等物	3,456,206	(千円)		流動資産	822,028	固定資産	39,541	のれん	111,052	流動負債	62,622	株式の取得価額	910,000	現金及び現金同等物	739,805	株式取得のための支出	170,194
現金及び預金勘定	4,364,743																								
現金及び現金同等物	4,364,743																								
現金及び預金勘定	3,456,206																								
現金及び現金同等物	3,456,206																								
(千円)																									
流動資産	822,028																								
固定資産	39,541																								
のれん	111,052																								
流動負債	62,622																								
株式の取得価額	910,000																								
現金及び現金同等物	739,805																								
株式取得のための支出	170,194																								
<p>3 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ2,334,090千円であります。</p>	<p>3 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ716,451千円であります。</p>																								

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)					当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)				
1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 主としてデータセンター設備等(「建物」、「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」)であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額					1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2) リース資産の減価償却の方法 同左 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				
	建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)		建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)
取得価額 相当額	728,081	309,995	612,733	1,650,810	取得価額 相当額	751,819	189,676	374,574	1,316,069
減価償却 累計額相 当額	209,498	195,177	329,140	733,817	減価償却 累計額相 当額	302,715	104,264	212,348	619,329
期末残高 相当額	518,583	114,817	283,592	916,992	期末残高 相当額	449,103	85,411	162,225	696,740
未経過リース料期末残高相当額 1年内 224,043千円 1年超 716,288千円 合計 940,331千円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 344,940千円 減価償却費相当額 310,486千円 支払利息相当額 31,491千円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					未経過リース料期末残高相当額 1年内 130,323千円 1年超 577,240千円 合計 707,563千円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 249,629千円 減価償却費相当額 219,581千円 支払利息相当額 25,585千円 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左				
2. オペレーティング・リース取引(借主側) 未経過リース料(注) 1年内 850,760千円 1年超 11,414,632千円 合計 12,265,392千円 (注)第4データセンター賃貸借契約に基づく、未経過賃料を含みます。					2. オペレーティング・リース取引(借主側) 未経過リース料(注) 1年内 915,929千円 1年超 11,050,453千円 合計 11,966,383千円 (注)第4データセンター賃貸借契約に基づく、未経過賃料を含みます。				

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については資金計画・設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入およびリースにより調達しております。資金運用については流動性を重視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

営業債権である売掛金及び貸付金や差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては信用調査機関の情報や開示資料をもとに与信管理規程にもとづき、与信限度額の設定をしております。また定期的に期日管理および残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券および投資有価証券は、市場リスクや信用リスクに晒されますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

債務である未払金や借入金は流動性リスクに晒されていますが、設備投資計画等に基づき、適時資金計画を策定し、金融環境等に応じて一定の手許流動性を維持することにより管理しております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従って行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,364,743	4,364,743	-
(2) 売掛金	355,858		
貸倒引当金(1)	13,741		
	342,116	342,116	-
(3) 長期貸付金	75,272		
貸倒引当金(2)	75,272		
	-	-	-
(4) 差入保証金	119,824	93,751	26,073
資産計	4,826,683	4,800,610	26,073
(1) 未払金	587,100	587,100	-
(2) 短期借入金	230,000	230,000	-
(3) 未払法人税等	256,729	256,729	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	14,969,690	15,042,275	72,585
(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)	3,292,318	3,298,674	6,355
負債計	19,335,838	19,414,779	78,940

(1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) 差入保証金

合理的に見積した返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

(1) 未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。固定金利によるもの及びリース債務については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券 非上場株式	215,526
差入保証金	802,412

これらについては、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,364,743	-	-	-
売掛金	355,858	-	-	-
合計	4,720,601	-	-	-

長期貸付金のうち、償還予定額が見込めない175,272千円は含めておりません。

4. 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	230,000	-	-	-
長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,671,840	10,687,650	1,610,200	-
リース債務(1年内返済予定を含む)	794,587	2,190,158	307,571	-
合計	3,696,427	12,877,808	1,917,771	-

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度（自 平成22年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については資金計画・設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入およびリースにより調達しております。資金運用については流動性を重視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

営業債権である売掛金及び貸付金や差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては信用調査機関の情報や開示資料をもとに与信管理規程にもとづき、与信限度額の設定をしております。また定期的に期日管理および残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券および投資有価証券は、市場リスクや信用リスクに晒されますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

債務である未払金や借入金は流動性リスクに晒されていますが、設備投資計画等に基づき、適時資金計画を策定し、金融環境等に応じて一定の手許流動性を維持することにより管理しております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従って行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年 7 月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,456,206	3,456,206	-
(2) 売掛金	601,838		
貸倒引当金(1)	8,411		
	593,426	593,426	-
(3) 長期貸付金	73,682		
貸倒引当金(2)	73,682		
	-	-	-
(4) 差入保証金	143,509	131,992	11,517
資産計	4,193,141	4,181,624	11,517
(1) 未払金	882,541	882,541	-
(2) 短期借入金	190,000	190,000	-
(3) 未払法人税等	588,968	588,968	-
(4) 長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	14,741,600	14,852,457	110,857
(5) リース債務 (1 年内返済予定を含む)	3,112,320	3,173,585	61,265
負債計	19,515,430	19,687,553	172,123

(1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) 差入保証金

合理的に見積した返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

(1) 未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)、(5) リース債務

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。固定金利によるもの及びリース債務については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券 非上場株式	257,006
差入保証金	802,412

これらについては、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,456,206	-	-	-
売掛金	601,838	-	-	-
合計	4,058,044	-	-	-

長期貸付金のうち、償還予定額が見込めない173,682千円は含めておりません。

4. 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	190,000	-	-	-
長期借入金(1年内返済予定を含む)	6,014,540	6,963,810	1,763,250	-
リース債務(1年内返済予定を含む)	955,032	2,038,983	118,304	-
合計	7,159,572	9,002,793	1,881,554	-

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. その他有価証券(平成22年7月31日)

その他有価証券は、全て市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(連結貸借対照表計上額215,526千円)であります。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	43,682	-	4,471

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の非上場株式について74,660千円の減損処理を行っております。

当連結会計年度

1. その他有価証券(平成23年7月31日)

その他有価証券は、全て市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(連結貸借対照表計上額257,006千円)であります。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の非上場株式について40,000千円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成22年7月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支 払	長期借入金	8,306,400	6,982,800	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成23年7月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支 払	長期借入金	6,982,800	4,990,000	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

ストック・オプションの数につきましては、株式数に換算して記載しております。また、権利行使価格及び付与日における公正な評価単価につきましては、1株当たりの金額を記載しております。

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価 3,331千円
販売費及び一般管理費 20,985千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

特別利益 1,636千円

3. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 11名 当社従業員 9名 子会社従業員 2名 (注)	当社役員 4名 当社従業員 31名	当社役員 1名	当社役員 8名 当社従業員 52名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 4,900株	普通株式 5,000株	普通株式 300株	普通株式 2,100株
付与日	平成16年11月1日	平成17年9月15日	平成17年12月20日	平成18年12月13日
権利確定条件	該当事項はありません。	同左	同左	新株予約権付与時より権利確定時(平成20年10月26日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左	同左	自平成18年12月13日至平成20年10月26日
権利行使期間	自平成18年5月19日至平成26年5月18日	自平成19年3月10日至平成27年3月9日	自平成19年10月26日至平成27年10月25日	自平成20年10月27日至平成28年10月26日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 60名	当社役員 4名	当社役員 4名	当社従業員 74名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 400株	普通株式 165株	普通株式 235株	普通株式 600株
付与日	平成19年9月13日	平成20年12月24日	平成20年12月24日	平成20年12月24日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成20年10月26日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成19年9月13日至平成20年10月26日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日
権利行使期間	自平成20年10月27日至平成28年10月26日	自平成22年12月25日至平成30年12月24日	自平成22年12月25日至平成52年12月24日	自平成22年12月25日至平成30年12月24日

	第 8 回新株予約権 A	第 8 回新株予約権 B	第 8 回新株予約権 C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 5名	当社役員 5名	当社従業員 92名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 118株	普通株式 280株	普通株式 704株
付与日	平成22年 2月17日	平成22年 2月17日	平成22年 2月17日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時（平成24年 2月17日）まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成25年 1月31日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数（1個未満はこれを切り上げる。）とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時（平成24年 2月17日）まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成22年 2月17日 至平成24年 2月17日	該当事項はありません。	自平成22年 2月17日 至平成24年 2月17日
権利行使期間	自平成24年 2月18日 至平成32年 2月17日	自平成22年 2月18日 至平成54年 2月17日	自平成24年 2月18日 至平成32年 2月17日

（注）第 6 期中に子会社ではなくなり、当該ストック・オプションは消却しております。

（ 2 ）ストック・オプションの規模及び変動状況
ストック・オプションの数

	第 1 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権
権利確定前 （株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 （株）				
前連結会計年度末	400	3,470	300	1,785
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	570	-	-
失効	-	-	-	40
未行使残	400	2,900	300	1,745

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	165	235	580
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	40
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	165	235	540
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	320	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	20	-	-	-
未行使残	300	-	-	-

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	118	280	704
失効	-	-	12
権利確定	-	280	-
未確定残	118	-	692
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	280	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	280	-

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	20,000	50,000	50,000	116,963
行使時平均株価 (円)	-	71,468	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	-	34,213

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
権利行使価格 (円)	65,271	1	1	71,016
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	13,410	62,999	62,999	23,421

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	62,213
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	58,501	53,103	21,002

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法、主な基礎数値及び見積方法

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
使用した評価技法	ブラック・ショールズモデル	ブラック・ショールズモデル	モンテカルロ・シミュレーション
株価変動性(注)1	61.64%	61.64%	61.64%
予想残存期間(注)2	6.00年	16.00年	6.00年
予想配当(注)3	600円/株	600円/株	600円/株
無リスク利率(注)4	0.682%	1.942%	0.682%

(注)1. 3年8ヶ月(平成18年7月~平成22年2月)の株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使期間の中間点において行使されるものと推定し見積もっております。

3. 平成21年7月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積もっております。

当連結会計年度（自平成22年8月1日至平成23年7月31日）
ストック・オプションの数につきましては、株式数に換算して記載しております。また、権利行使価格及び付与日
における公正な評価単価につきましては、1株当たりの金額を記載しております。

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価 8,650千円
販売費及び一般管理費 33,285千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

特別利益 67千円

3. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 11名 当社従業員 9名 子会社従業員 2名 (注)	当社役員 4名 当社従業員 31名	当社役員 1名	当社役員 8名 当社従業員 52名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 4,900株	普通株式 5,000株	普通株式 300株	普通株式 2,100株
付与日	平成16年11月1日	平成17年9月15日	平成17年12月20日	平成18年12月13日
権利確定条件	該当事項はありません。	同左	同左	新株予約権付与時より権利確定時(平成20年10月26日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左	同左	自平成18年12月13日至平成20年10月26日
権利行使期間	自平成18年5月19日至平成26年5月18日	自平成19年3月10日至平成27年3月9日	自平成19年10月26日至平成27年10月25日	自平成20年10月27日至平成28年10月26日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 60名	当社役員 4名	当社役員 4名	当社従業員 74名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 400株	普通株式 165株	普通株式 235株	普通株式 600株
付与日	平成19年9月13日	平成20年12月24日	平成20年12月24日	平成20年12月24日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成20年10月26日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成19年9月13日至平成20年10月26日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日
権利行使期間	自平成20年10月27日至平成28年10月26日	自平成22年12月25日至平成30年12月24日	自平成22年12月25日至平成50年12月24日	自平成22年12月25日至平成30年12月24日

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 5名	当社役員 5名	当社従業員 92名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 118株	普通株式 280株	普通株式 704株
付与日	平成22年2月17日	平成22年2月17日	平成22年2月17日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時（平成24年2月17日）まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成25年1月31日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数（1個未満はこれを切り上げる。）とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時（平成24年2月17日）まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成22年2月17日 至平成24年2月17日	該当事項はありません。	自平成22年2月17日 至平成24年2月17日
権利行使期間	自平成24年2月18日 至平成32年2月17日	自平成22年2月18日 至平成52年2月17日	自平成24年2月18日 至平成32年2月17日

	第9回新株予約権A	第9回新株予約権B	第9回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 5名	当社役員 5名	当社従業員 109名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 169株	普通株式 300株	普通株式 854株
付与日	平成23年1月7日	平成23年1月7日	平成23年1月7日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時（平成24年2月17日）まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成25年1月31日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数（1個未満はこれを切り上げる。）とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時（平成24年2月17日）まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成23年1月7日 至平成25年1月7日	該当事項はありません。	自平成23年1月7日 至平成25年1月7日
権利行使期間	自平成25年1月8日 至平成33年1月7日	自平成23年1月8日 至平成53年1月7日	自平成25年1月8日 至平成33年1月7日

（注）第6期中に子会社ではなくなり、当該ストック・オプションは消却しております。

（2）ストック・オプションの規模及び変動状況
ストック・オプションの数

	第 1 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	400	2,900	300	1,745
権利確定	-	-	-	-
権利行使	300	770	-	20
失効	-	-	-	60
未行使残	100	2,130	300	1,665

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権 A	第 7 回新株予約権 B	第 7 回新株予約権 C
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	165	235	540
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	165	235	540
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	300	-	-	-
権利確定	-	165	235	540
権利行使	65	30	-	80
失効	5	-	-	35
未行使残	230	135	235	425

	第 8 回新株予約権 A	第 8 回新株予約権 B	第 8 回新株予約権 C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	118	-	692
付与	-	-	-
失効	-	-	52
権利確定	-	-	-
未確定残	118	-	640
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	280	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	280	-

	第 9 回新株予約権 A	第 9 回新株予約権 B	第 9 回新株予約権 C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	169	300	854
失効	-	-	12
権利確定	-	300	-
未確定残	169	-	842
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	300	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	300	-

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	20,000	50,000	50,000	116,963
行使時平均株価 (円)	125,700	119,396	-	146,800
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	-	34,213

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
権利行使価格 (円)	65,271	1	1	71,016
行使時平均株価 (円)	124,415	146,800	-	139,131
公正な評価単価 (付与日) (円)	13,410	62,999	62,999	23,421

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	62,213
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	58,501	53,103	21,002

	第9回新株予約権A	第9回新株予約権B	第9回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	103,320
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	69,466	85,511	45,449

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法、主な基礎数値及び見積方法

	第9回新株予約権A	第9回新株予約権B	第9回新株予約権C
使用した評価技法	モンテカルロ・シミュレーション	ブラック・ショールズモデル	モンテカルロ・シミュレーション
株価変動性(注)1	60.59%	60.59%	60.59%
予想残存期間(注)2	6.00年	15.00年	6.00年
予想配当(注)3	1,000円/株	1,000円/株	1,000円/株
無リスク利率(注)4	0.612%	1.690%	0.612%

(注)1. 4年7ヶ月(平成18年7月~平成23年1月)の株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使期間の中間点において行使されるものと推定し見積もっております。

3. 平成22年7月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年7月31日)	当連結会計年度 (平成23年7月31日)																																																																				
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">39,950千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">22,385千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">25,923千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">46,899千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">40,329千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">37,863千円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">213,351千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">42,031千円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">171,319千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定資産税</td><td style="text-align: right;">68,207千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">10千円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">68,217千円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">103,101千円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	39,950千円	未払事業税	22,385千円	賞与引当金	25,923千円	投資有価証券評価損	46,899千円	貸倒引当金	40,329千円	その他	37,863千円	<hr/>		繰延税金資産小計	213,351千円	評価性引当額	42,031千円	<hr/>		繰延税金資産合計	171,319千円	固定資産税	68,207千円	その他	10千円	<hr/>		繰延税金負債合計	68,217千円	<hr/>		繰延税金資産の純額	103,101千円	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">54,077千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">47,771千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">31,337千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">63,175千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">31,146千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">92,886千円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">320,395千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">63,814千円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">256,580千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定資産税</td><td style="text-align: right;">60,149千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">6千円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">60,156千円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">196,424千円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	54,077千円	未払事業税	47,771千円	賞与引当金	31,337千円	投資有価証券評価損	63,175千円	貸倒引当金	31,146千円	その他	92,886千円	<hr/>		繰延税金資産小計	320,395千円	評価性引当額	63,814千円	<hr/>		繰延税金資産合計	256,580千円	固定資産税	60,149千円	その他	6千円	<hr/>		繰延税金負債合計	60,156千円	<hr/>		繰延税金資産の純額	196,424千円
税務上の繰越欠損金	39,950千円																																																																				
未払事業税	22,385千円																																																																				
賞与引当金	25,923千円																																																																				
投資有価証券評価損	46,899千円																																																																				
貸倒引当金	40,329千円																																																																				
その他	37,863千円																																																																				
<hr/>																																																																					
繰延税金資産小計	213,351千円																																																																				
評価性引当額	42,031千円																																																																				
<hr/>																																																																					
繰延税金資産合計	171,319千円																																																																				
固定資産税	68,207千円																																																																				
その他	10千円																																																																				
<hr/>																																																																					
繰延税金負債合計	68,217千円																																																																				
<hr/>																																																																					
繰延税金資産の純額	103,101千円																																																																				
税務上の繰越欠損金	54,077千円																																																																				
未払事業税	47,771千円																																																																				
賞与引当金	31,337千円																																																																				
投資有価証券評価損	63,175千円																																																																				
貸倒引当金	31,146千円																																																																				
その他	92,886千円																																																																				
<hr/>																																																																					
繰延税金資産小計	320,395千円																																																																				
評価性引当額	63,814千円																																																																				
<hr/>																																																																					
繰延税金資産合計	256,580千円																																																																				
固定資産税	60,149千円																																																																				
その他	6千円																																																																				
<hr/>																																																																					
繰延税金負債合計	60,156千円																																																																				
<hr/>																																																																					
繰延税金資産の純額	196,424千円																																																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されな い項目</td><td style="text-align: right;">1.56%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.38%</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">0.37%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.11%</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の 負担率</td><td style="text-align: right;">42.89%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されな い項目	1.56%	住民税均等割	0.38%	のれん償却額	0.37%	その他	0.11%	<hr/>		税効果会計適用後の法人税等の 負担率	42.89%																																																				
法定実効税率	40.69%																																																																				
(調整)																																																																					
交際費等永久に損金に算入されな い項目	1.56%																																																																				
住民税均等割	0.38%																																																																				
のれん償却額	0.37%																																																																				
その他	0.11%																																																																				
<hr/>																																																																					
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	42.89%																																																																				

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成22年8月1日至平成23年7月31日)

取得による企業結合

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 サイトロック株式会社

事業の内容 情報通信ネットワークシステムの遠隔監視サービス

(2) 企業結合を行った主な理由

マネージドサービス分野におけるサービス提供基盤の強化を図るとともに、当社のマネージドサービスとのシナジー効果の発揮により、より強固な収益基盤の構築を図るため。

(3) 企業結合日

平成22年12月27日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

サイトロック株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

サイトロック株式会社は平成8年設立のマネージドサービス業界の老舗で、多数の優良顧客を有しており、独自開発の監視システムを活用した顧客サーバのリモート監視からシステム運用のフルアウトソーシング、運用技術の提供にいたるまでの幅広いサービスを展開しており、当社のマネージドサービスとのシナジー効果が発揮されると判断したため。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間
平成23年1月1日から平成23年7月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	900,000千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	10,000千円
取得原価		910,000千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

111,052千円

(2) 発生原因

今後期待される将来の超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

5. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

当該影響額につきましては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年7月31日)

当社グループは、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の額が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する費用に計上する方法によっております。

また、以下の通り、データセンター建物及び用地(以下「データセンター」という)に関する資産除去債務につきましては資産除去債務を計上しておりません。

データセンターの賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る債務

データセンターにおいては、契約期間が終了し返却する際の原状回復に係る債務を有しておりますが、当該データセンターについては実質的に再契約等により継続使用することが可能であり、履行時期が不明確であります。また、事業戦略上も、事業を継続する状況であり、当該債務の履行を想定しておらず、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自平成22年8月1日至平成23年7月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であります。従いまして開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日）

当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	iDCサービス	マネージドサービス	ソリューションサービス	合計
外部顧客への売上高	8,672,441	2,336,727	940,207	11,949,376

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
グリー株式会社	1,412,643千円	総合ITアウトソーシング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日）

当連結会計年度における総合ITアウトソーシング事業ののれん償却額は32,618千円、未償却残高は163,709千円です。なお、当社及び連結子会社は、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントです。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日）

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日）

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)		当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)	
1株当たり純資産額	38,016.49円	1株当たり純資産額	42,586.73円
1株当たり当期純利益	3,824.24円	1株当たり当期純利益	5,505.39円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3,778.32円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	5,387.45円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	628,373	903,793
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	628,373	903,793
普通株式の期中平均株式数(株)	164,313	164,165
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,997	3,594
(うち新株予約権(株))	(1,997)	(3,594)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権 (新株予約権1,745株) 第7回新株予約権C (新株予約権540株)	第5回新株予約権 (新株予約権1,665株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	230,000	190,000	0.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,671,840	6,014,540	1.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	794,587	955,032	2.4	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	12,297,850	8,727,060	1.6	平成24年～平成32年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,497,730	2,157,287	2.4	平成24年～平成29年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	18,492,008	18,043,920	-	-

(注) 1. 借入金の平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。また、平均利率はリース物件の維持管理費用相当額を含めて算定しております。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,582,640	3,165,250	645,720	570,200
リース債務	713,449	487,076	622,861	215,596

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年8月1日 至平成22年10月31日	第2四半期 自平成22年11月1日 至平成23年1月31日	第3四半期 自平成23年2月1日 至平成23年4月30日	第4四半期 自平成23年5月1日 至平成23年7月31日
売上高(千円)	2,772,200	2,864,172	3,050,455	3,262,548
税金等調整前四半期純利益 金額(千円)	332,243	428,258	460,963	362,854
四半期純利益金額(千円)	189,675	249,679	270,967	193,470
1株当たり四半期純利益金 額(円)	1,158.25	1,521.96	1,650.08	1,175.12

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年7月31日)	当事業年度 (平成23年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,250,748	3,121,939
売掛金	323,197	486,975
前払費用	301,436	299,801
繰延税金資産	-	22,346
関係会社短期貸付金	46,000	36,000
立替金	-	696,982
その他	51,084	6,656
貸倒引当金	13,741	8,411
流動資産合計	4,958,726	4,662,291
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,814,151	19,480,868
減価償却累計額	3,112,175	4,215,014
建物(純額)	14,701,976	15,265,853
機械及び装置	238,628	437,677
減価償却累計額	140,407	187,274
機械及び装置(純額)	98,220	250,402
工具、器具及び備品	2,045,668	2,612,405
減価償却累計額	1,001,218	1,320,748
工具、器具及び備品(純額)	1,044,450	1,291,656
リース資産	3,921,413	4,609,993
減価償却累計額	653,112	1,548,487
リース資産(純額)	3,268,300	3,061,505
建設仮勘定	165,321	135,908
有形固定資産合計	19,278,269	20,005,326
無形固定資産		
ソフトウェア	264,025	266,477
ソフトウェア仮勘定	29,485	
その他	4,481	4,178
無形固定資産合計	297,991	270,655
投資その他の資産		
投資有価証券	215,526	222,006
関係会社株式	207,525	525,475
長期貸付金	75,272	73,682
関係会社長期貸付金	64,000	48,000
破産更生債権等	11,579	6,907
長期前払費用	151,823	142,979
建設協力金	703,889	671,902
繰延税金資産	100,772	162,306
差入保証金	921,670	944,558
その他	848	848
貸倒引当金	86,851	80,389
投資その他の資産合計	2,366,054	2,718,276
固定資産合計	21,942,315	22,994,258
資産合計	26,901,041	27,656,549

	前事業年度 (平成22年7月31日)	当事業年度 (平成23年7月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	230,000	190,000
1年内返済予定の長期借入金	1 2,671,840	1 6,014,540
リース債務	794,587	955,032
未払金	598,367	845,744
未払費用	78,502	84,691
未払法人税等	246,726	553,731
繰延税金負債	3,675	
前受金	967,757	801,955
預り金	27,517	31,616
賞与引当金	53,732	59,867
その他	9,683	4,474
流動負債合計	5,682,390	9,541,654
固定負債		
長期借入金	1 12,297,850	1 8,727,060
リース債務	2,497,730	2,157,287
固定負債合計	14,795,580	10,884,347
負債合計	20,477,970	20,426,002
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,723,946	2,732,738
資本剰余金		
資本準備金	1,659,007	1,667,798
資本剰余金合計	1,659,007	1,667,798
利益剰余金		
利益準備金	9,934	9,934
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,285,833	2,959,089
利益剰余金合計	2,295,767	2,969,023
自己株式	354,184	274,095
株主資本合計	6,324,537	7,095,464
新株予約権	98,533	135,083
純資産合計	6,423,071	7,230,547
負債純資産合計	26,901,041	27,656,549

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
売上高	9,569,079	11,047,261
売上原価	7,238,868	7,957,026
売上総利益	2,330,210	3,090,234
販売費及び一般管理費	¹ 1,013,070	¹ 1,155,094
営業利益	1,317,140	1,935,140
営業外収益		
受取利息	18,294	17,891
有価証券利息	529	507
受取配当金	286	330
業務受託料	3,500	³ 13,800
還付加算金	7,101	-
貸倒引当金戻入額	-	10,873
その他	2,269	3,205
営業外収益合計	31,980	46,607
営業外費用		
支払利息	325,462	329,986
営業外費用合計	325,462	329,986
経常利益	1,023,658	1,651,761
特別利益		
新株予約権戻入益	1,636	67
特別利益合計	1,636	67
特別損失		
固定資産除却損	² 6,352	² 49,012
投資有価証券評価損	74,660	40,000
投資有価証券売却損	4,471	-
事務所移転費用	-	33,183
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	11,864
特別損失合計	85,484	134,060
税引前当期純利益	939,810	1,517,768
法人税、住民税及び事業税	389,003	732,753
法人税等調整額	6,660	87,556
法人税等合計	395,664	645,196
当期純利益	544,145	872,571

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
労務費 経費 小計	1		338,561	4.7
			6,659,408	92.0
			6,997,969	
当期商品仕入高 合計			249,887	3.4
			7,247,857	
			7,247,857	
他勘定振替高 当期売上原価	2		8,989	0.1
			7,238,868	100.0

		当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
労務費 経費 小計			386,219	4.8
			7,404,518	93.1
			7,790,738	
当期商品仕入高 合計			166,288	2.1
			7,957,026	
			7,957,026	
他勘定振替高 当期売上原価			-	-
			7,957,026	100.0

(注)

前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)		当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)	
1 経費の主な内訳は以下のとおりであります。		経費の主な内訳は以下のとおりであります。	
地代家賃	1,092,749千円	地代家賃	1,092,532千円
施設電力費	1,139,563千円	施設電力費	1,318,101千円
賃借料	750,093千円	賃借料	589,051千円
減価償却費	2,062,044千円	減価償却費	2,542,754千円
通信費	456,500千円	通信費	437,596千円
業務委託費	471,571千円	業務委託費	451,397千円
2 他勘定振替高の内訳は以下のとおりであります。			
ソフトウェア仮勘定	8,989千円		

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,717,946	2,723,946
当期変動額		
新株の発行	6,000	8,791
当期変動額合計	6,000	8,791
当期末残高	2,723,946	2,732,738
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,653,007	1,659,007
当期変動額		
新株の発行	6,000	8,791
当期変動額合計	6,000	8,791
当期末残高	1,659,007	1,667,798
資本剰余金合計		
前期末残高	1,653,007	1,659,007
当期変動額		
新株の発行	6,000	8,791
当期変動額合計	6,000	8,791
当期末残高	1,659,007	1,667,798
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	-	9,934
当期変動額		
剰余金の配当	9,934	-
当期変動額合計	9,934	-
当期末残高	9,934	9,934
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,859,165	2,285,833
当期変動額		
剰余金の配当	109,278	163,728
当期純利益	544,145	872,571
自己株式の処分	8,200	35,588
当期変動額合計	426,667	673,255
当期末残高	2,285,833	2,959,089
利益剰余金合計		
前期末残高	1,859,165	2,295,767
当期変動額		
剰余金の配当	99,343	163,728

	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
当期純利益	544,145	872,571
自己株式の処分	8,200	35,588
当期変動額合計	436,602	673,255
当期末残高	2,295,767	2,969,023
自己株式		
前期末残高	231,065	354,184
当期変動額		
自己株式の取得	147,818	-
自己株式の処分	24,700	80,088
当期変動額合計	123,118	80,088
当期末残高	354,184	274,095
株主資本合計		
前期末残高	5,999,053	6,324,537
当期変動額		
新株の発行	12,000	17,582
剰余金の配当	99,343	163,728
当期純利益	544,145	872,571
自己株式の取得	147,818	-
自己株式の処分	16,500	44,500
当期変動額合計	325,483	770,926
当期末残高	6,324,537	7,095,464
新株予約権		
前期末残高	75,853	98,533
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22,679	36,549
当期変動額合計	22,679	36,549
当期末残高	98,533	135,083
純資産合計		
前期末残高	6,074,907	6,423,071
当期変動額		
新株の発行	12,000	17,582
剰余金の配当	99,343	163,728
当期純利益	544,145	872,571
自己株式の取得	147,818	-
自己株式の処分	16,500	44,500
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22,679	36,549
当期変動額合計	348,163	807,476
当期末残高	6,423,071	7,230,547

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (3) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 時価のないもの 同左 (3) 関係会社株式 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品 主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。	商品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 建物、データセンター部門の建物付属設備については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 38年 建物付属設備 6～18年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 自社利用のソフトウェア 5年 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては、残価保証額を残存価額としております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 自社利用のソフトウェア 5年 市場販売目的のソフトウェア 3年 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
4．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>
5．ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、当該特例処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...借入金利息</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
<p>(完成工事高及び完成工事原価の計上基準) 請負工事等にかかる収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当事業年度に着手した本会計基準の範囲に該当する契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。 これによる損益への影響はありません。</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
<p>(貸借対照表) 前事業年度まで区分掲記しておりました流動資産の「未収入金」は、当事業年度において資産の総額の100分の5以下となったため流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。 なお、当事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「未収入金」は3千円であります。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「業務受託料」(前事業年度は1,500千円)及び「還付加算金」(前事業年度は24千円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度では区分掲記しました。 前事業年度において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度では区分掲記しました。 なお、前事業年度の特別利益の「その他」に含まれる「新株予約権戻入益」は1,435千円であります。</p>	<p>(貸借対照表) 前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、当事業年度において資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。 なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「立替金」は49,751千円であります。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度では区分掲記しました。 なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は651千円であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年7月31日)	当事業年度 (平成23年7月31日)
1 担保に供している資産及び担保を付している債務	1 担保に供している資産及び担保を付している債務
(1) 担保に供している資産	(1) 担保に供している資産
建物 1,336,550千円	建物 1,239,385千円
(2) 担保を付している債務	(2) 担保を付している債務
1年内返済予定の長期借入金 57,240千円	1年内返済予定の長期借入金 57,240千円
長期借入金 2,798,550千円	長期借入金 2,741,310千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当事業年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
1 販売費に属する費用のおおよその割合は37.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は62.3%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費に属する費用のおおよその割合は37.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は62.2%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 138,585千円	役員報酬 138,900千円
給与 304,505千円	給与 358,323千円
福利厚生費 57,905千円	福利厚生費 73,803千円
地代家賃 99,912千円	地代家賃 100,341千円
減価償却費 29,982千円	減価償却費 30,108千円
業務委託費 64,746千円	業務委託費 65,661千円
貸倒引当金繰入額 5,329千円	賞与引当金繰入額 31,709千円
賞与引当金繰入額 22,343千円	
2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。	2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。
機械及び装置 484千円	建物 46,677千円
工具、器具及び備品 5,867千円	機械及び装置 685千円
	工具、器具及び備品 1,649千円
	3 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
	業務受託料 13,800千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注1,2)	2,647	2,415	330	4,732
合計	2,647	2,415	330	4,732

(注) 1. 自己株式の株式数の増加2,415株は、会社法第165条第2項の規定によるものであります。
2. 自己株式の株式数の減少330株は、新株予約権行使に伴う処分によるものであります。

当事業年度(自平成22年8月1日至平成23年7月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	4,732	-	1,070	3,662
合計	4,732	-	1,070	3,662

(注) 自己株式の株式数の減少1,070株は、新株予約権行使に伴う処分によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)					当事業年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)				
<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 主としてデータセンター設備等(「建物」、「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」)であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>					<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2) リース資産の減価償却の方法 同左 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>				
	建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)		建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)
取得価額 相当額	728,081	309,995	612,733	1,650,810	取得価額 相当額	751,819	189,676	374,574	1,316,069
減価償却 累計額相 当額	209,498	195,177	329,140	733,817	減価償却 累計額相 当額	302,715	104,264	212,348	619,329
期末残高 相当額	518,583	114,817	283,592	916,992	期末残高 相当額	449,103	85,411	162,225	696,740
<p>未経過リース料期末残高相当額 1年内 224,043千円 1年超 716,288千円 合計 940,331千円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 344,940千円 減価償却費相当額 310,486千円 支払利息相当額 31,491千円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>					<p>未経過リース料期末残高相当額 1年内 130,323千円 1年超 577,240千円 合計 707,563千円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 249,629千円 減価償却費相当額 219,581千円 支払利息相当額 25,585千円 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左</p>				
<p>2. オペレーティング・リース取引(借主側) 未経過リース料(注) 1年内 850,760千円 1年超 11,414,632千円 合計 12,265,392千円 (注)第4データセンター賃貸借契約に基づく、未経過賃料を含みます。</p>					<p>2. オペレーティング・リース取引(借主側) 未経過リース料(注) 1年内 915,929千円 1年超 11,050,453千円 合計 11,966,383千円 (注)第4データセンター賃貸借契約に基づく、未経過賃料を含みます。</p>				

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年7月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額207,525千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

当事業年度(平成23年7月31日現在)

子会社株式及び関係会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式495,475千円、関連会社株式30,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年7月31日)	当事業年度 (平成23年7月31日)
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税	未払事業税
21,547千円	44,869千円
賞与引当金	賞与引当金
21,863千円	24,360千円
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
46,899千円	63,175千円
貸倒引当金	貸倒引当金
39,474千円	30,416千円
その他	その他
35,518千円	81,915千円
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
165,304千円	244,737千円
繰延税金負債	繰延税金負債
固定資産税	固定資産税
68,207千円	60,084千円
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
68,207千円	60,084千円
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
97,096千円	184,653千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年7月31日)

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の額が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連事業年度の負担に属する費用に計上する方法によっております。

また、以下の通り、データセンター建物及び用地(以下「データセンター」という)に関する資産除去債務につきましては資産除去債務を計上しておりません。

データセンターの賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る債務

データセンターにおいては、契約期間が終了し返却する際の原状回復に係る債務を有しておりますが、当該データセンターについては実質的に再契約等により継続使用することが可能であり、履行時期が不明確であります。また、事業戦略上も、事業を継続する状況であり、当該債務の履行を想定しておらず、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)		当事業年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)	
1株当たり純資産額	38,628.32円	1株当たり純資産額	43,004.63円
1株当たり当期純利益	3,311.64円	1株当たり当期純利益	5,315.21円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3,271.87円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	5,201.34円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当事業年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	544,145	872,571
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	544,145	872,571
普通株式の期中平均株式数(株)	164,313	164,165
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,997	3,594
(うち新株予約権(株))	(1,997)	(3,594)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権 (新株予約権1,745株) 第7回新株予約権C (新株予約権540株)	第5回新株予約権 (新株予約権1,665株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		(株)クララオンライン	200	110,000
		(株)モブキャスト	450	33,000
		(株)ネオジャパン	110	31,900
		(株)ミドクラ	43,300	29,980
		フォトワンダー(株)	73,928	17,126
		その他(3銘柄)	2,480	0
		計	120,468	222,006

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	17,814,151	1,847,404	180,688	19,480,868	4,215,014	1,206,519	15,265,853
機械及び装置	238,628	207,307	8,258	437,677	187,274	53,786	250,402
工具、器具及び備品	2,045,668	594,222	27,486	2,612,405	1,320,748	342,499	1,291,656
リース資産	3,921,413	716,451	27,870	4,609,993	1,548,487	895,928	3,061,505
建設仮勘定	165,321	5,977,143	6,006,556	135,908	-	-	135,908
有形固定資産計	24,185,183	9,342,528	6,250,859	27,276,851	7,271,525	2,498,734	20,005,326
無形固定資産							
ソフトウェア	374,320	79,126	5,508	447,938	181,461	74,378	266,477
ソフトウェア仮勘定	29,485	37,041	66,526	-	-	-	-
その他	4,887	-	-	4,887	708	303	4,178
無形固定資産計	408,692	116,167	72,034	452,825	182,169	74,682	270,655
長期前払費用	151,823	-	8,844	142,979	-	-	142,979

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	主な増減理由	金額(千円)
建物	データセンター設備投資による増加	1,847,404
工具、器具及び備品	データセンター設備投資による増加	594,222
リース資産	データセンター設備投資による増加	716,451
建設仮勘定	データセンター設備投資による増加	5,977,143

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	100,593	7,850	919	18,723	88,800
賞与引当金	53,732	59,867	53,552	180	59,867

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び回収等による戻入額であります。

2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、前期引当計上額のうち戻入によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	306
預金	
当座預金	377,696
普通預金	2,743,937
小計	3,121,633
合計	3,121,939

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
グリーン株式会社	241,734
KDDI株式会社	110,143
株式会社ポルテージ	20,666
ソニービジネスソリューション株式会社	17,809
株式会社大塚商会	9,368
その他	87,253
合計	486,975

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
323,197	3,444,155	3,280,377	486,975	87.1	42.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

1年内返済予定の長期借入金

借入先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	1,450,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,206,400
株式会社みずほ銀行	1,135,000
住友信託銀行株式会社	805,000
株式会社商工組合中央金庫	550,000
その他	868,140
合計	6,014,540

長期借入金

借入先	金額(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,076,250
株式会社みずほ銀行	2,820,000
株式会社商工組合中央金庫	1,142,000
株式会社横浜銀行	975,000
日本生命保険相互会社	437,500
その他	276,310
合計	8,727,060

リース債務(固定負債)

借入先	金額(千円)
東京センチュリーリース株式会社	857,939
東銀リース株式会社	404,091
三井住友ファイナンス&リース株式会社	193,043
興銀リース株式会社	142,979
昭和リース株式会社	102,206
その他	457,027
合計	2,157,287

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第11期）（自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日）平成22年10月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年10月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第12期第1四半期）（自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日）平成22年12月10日関東財務局長に提出

（第12期第2四半期）（自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日）平成23年3月14日関東財務局長に提出

（第12期第3四半期）（自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日）平成23年6月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成22年12月21日関東財務局長に提出（3件）

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成22年10月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（定時株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成23年1月11日関東財務局長に提出（3件）

平成22年12月21日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年10月25日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビットアイルの平成22年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ビットアイルが平成22年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年10月27日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成22年8月1日から平成23年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成23年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビットアイルの平成23年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ビットアイルが平成23年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月25日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津田 良洋 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	香川 順 印
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイルの平成22年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年10月27日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成22年8月1日から平成23年7月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイルの平成23年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。